

条例改正に伴う新旧対照表

平成27年

奈良市議会3月定例会

奈良市附属機関設置条例 新旧対照表

現行			改正案														
奈良市附属機関設置条例			奈良市附属機関設置条例														
<p>第1条 <u>法律若しくはこれに基く政令に定のあるものを除く外、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、本市に設置する附属機関は別表のとおりとする。</u></p>			<p>第1条 <u>この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めのあるものを除くほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び第202条の3第1項並びに地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、市長、教育委員会及び公営企業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>														
<p>第2条 <u>前条の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。ただし、当該附属機関が2以上の執行機関に属するときは、そのいずれかの執行機関が定めることができる。</u></p>			<p>第2条 <u>執行機関等の附属機関として、別表に掲げる附属機関を置く。</u></p>														
<p>別表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>附属機関の属する執行機関</th> <th>附属機関</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>奈良市消防団員等公務災害補償審査会</td> <td>奈良市消防団員及び消防に協力援助した者に対する災害補償についての審査に関する事務</td> </tr> </tbody> </table>			附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務	市長	奈良市消防団員等公務災害補償審査会	奈良市消防団員及び消防に協力援助した者に対する災害補償についての審査に関する事務	<p>（趣旨）</p> <p>（設置）</p> <p>（委任）</p> <p>第3条 <u>この条例に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営について必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。ただし、当該附属機関が2以上の執行機関等に属するときは、そのいずれかの執行機関等が定めることができる。</u></p> <p>別表（第2条関係）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>附属機関の属する執行機関等</th> <th>附属機関</th> <th>担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>奈良市表彰審査委員会</td> <td>有功表彰、功労表彰及び善行表彰についての審査及び答申に関する事務</td> </tr> </tbody> </table>			附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務	市長	奈良市表彰審査委員会	有功表彰、功労表彰及び善行表彰についての審査及び答申に関する事務
附属機関の属する執行機関	附属機関	担任する事務															
市長	奈良市消防団員等公務災害補償審査会	奈良市消防団員及び消防に協力援助した者に対する災害補償についての審査に関する事務															
附属機関の属する執行機関等	附属機関	担任する事務															
市長	奈良市表彰審査委員会	有功表彰、功労表彰及び善行表彰についての審査及び答申に関する事務															

現行		改正案	
奈良市表彰審査委員会	有功表彰、功労表彰及び善行表彰についての審査及び答申に関する事務	奈良市名誉市民審議委員会	奈良市名誉市民の顕彰の適否についての審議及び答申に関する事務
奈良市史編集審議会	奈良市史編集についての調査及び審議に関する事務	奈良市総合計画審議会	本市のまちづくりの基本方向を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を図るための新たな総合計画の策定についての調査審議及び答申並びに建議に関する事務
奈良市消防賞じゆつ金等審査会	奈良市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例による賞じゆつ金又は殉職者特別賞じゆつ金の授与の要件及び功績等の程度の審査に関する事務	奈良市特別職報酬等審議会	特別職報酬等についての審議及び答申に関する事務
奈良市住居表示審議会	住居表示に関する法律に基づき施行する住居表示整備事業並びに地方自治法に基づく町の区域及びその名称の変更等についての市長への答申及び調査審議に関する事務	奈良市職員分限懲戒審査委員会	職員の分限処分（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第2項第1号の規定によるものを除く。）及び懲戒処分の基礎となる事実並びに同法の適用についての審査に関する事務
奈良市特別職報酬等審議会	特別職報酬等についての審議並びに答申に関する事務	奈良市法令審査会	本市の条例及び重要な規則の制定改廃その他法令に関する事案の審査に関する事務
奈良市名誉市民審議委員会	奈良市名誉市民の顕彰の適否についての審議並びに答申に関する事務	奈良市バリアフリー基本構想推進協議会	奈良市バリアフリー基本構想推進についての調査審議に関する事務
奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制審議会	ラブホテル及びぱちんこ屋等の建築等の規制に関する事項についての調査審議及び答申に関する事務	奈良市住居表示審議会	住居表示に関する法律（昭和37年法律第119号）に基づき施行する住居表示整備事業並びに地方自治法に基づく町の区域及びその名称の変更等についての市長への答申及び調査審議に関する事務
奈良市総合計画審議会	本市のまちづくりの基本方向を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を図るための新たな総合計画の策定についての調査審議及び答申並びに建議に関する事務	奈良市人権施策協議会	人権施策についての重要事項の調査審議に関する事務

現行			改正案		
	奈良市人権施策協議会	人権施策についての重要事項の調査審議に関する事務		奈良市地域福祉推進会議	社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定による地域福祉計画の策定及び進捗に関する事項についての調査審議に関する事務
	奈良市職員分限懲戒審査委員会	職員の分限処分（地方公務員法第28条第2項第1号の規定によるものを除く。）及び懲戒処分の基礎となる事実及び同法の適用についての審査に関する事務		奈良市生活困窮者等自立支援事業者審査選定委員会	奈良市生活困窮者等自立支援事業者の審査に関する事務
教育委員会	奈良市立小・中学校通学区域検討委員会	市立小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更についての調査審議及び答申に関する事務		老人ホーム入所判定委員会	養護老人ホームの入所措置及び入所継続の要否判定についての審査に関する事務
市長及び教育委員会	奈良市景観審議委員会	景観の形成、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区並びに風致地区の区域内における行為の規制並びに屋外広告物の規制に関する事項についての調査審議及び答申並びに建議に関する事務		奈良市介護保険等施設設置選考審査委員会	介護保険等施設の設置・運営主体となる事業者の審査に関する事務
				奈良市幼保施設運営事業者選定委員会	市立幼稚園、保育所及びこども園の民間移管に係る事業者の審査に関する事務
				奈良市民間保育所等選考審査委員会	民間保育所等の設置・運営主体となる事業者の審査に関する事務
				奈良市地域子育て支援拠点事業実施団体審査委員会	奈良市地域子育て支援拠点事業の実施団体について支援拠点事業の審査及び評価に関する事務
				奈良市食育推進会議	食育推進についての重要事項の審議に関する事務

現行	改正案	
	奈良市予防接種健康被害調査委員会	予防接種による健康被害に関する事項の調査審議に関する事務
	奈良市精神保健福祉連絡協議会	精神保健福祉活動事業及び自殺対策に関する重要事項についての調査審議に関する事務
	奈良市エイズ対策推進会議	エイズ対策に関する重要事項についての審議に関する事務
	奈良市結核対策評価推進会議	結核対策に関する重要事項についての審議に関する事務
	奈良市難病対策地域協議会	難病対策に関する重要事項についての審議に関する事務
	奈良市市有施設の屋根貸し太陽光発電事業者選定委員会	市有施設の屋根貸し太陽光発電事業者の選定に関する事務
	奈良市住宅用太陽光発電モデルプラン選定委員会	奈良市住宅用太陽光発電普及啓発事業の検討、審査及び採択に関する事務
	奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会	奈良市クリーンセンター建設計画の策定等に関する事務
	奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制審議会	ラブホテル及びぱちんこ屋等の建築等の規制に関する事項についての調査審議及び答申に関する事務
	奈良市入札監視委員会	公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨に沿

現行	改正案	
		<p>った公共工事等に関する入札及び契約の適正化を図るために必要な事項についての調査審議に関する事務</p> <p>奈良市建設工事総合評価審査委員会 本市が発注する建設工事における総合評価落札方式による契約手続のうち、落札者決定基準の決定及び落札者の決定に当たっての審査に関する事務</p> <p>奈良市消防賞じゆつ金等審査会 奈良市消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金条例（昭和39年奈良市条例第11号）による賞じゆつ金又は殉職者特別賞じゆつ金の授与の要件及び功績等の程度の審査に関する事務</p> <p>奈良市消防団員等公務災害補償審査会 奈良市消防団員及び消防に協力援助した者に対する災害補償についての審査に関する事務</p> <p>教育委員会 奈良市立小・中学校通学区域検討委員会 市立小学校及び中学校の通学区域の設定又は変更についての調査審議及び答申に関する事務</p> <p>奈良市教職員分限懲戒審査委員会 市立学校に勤務する県費負担教職員の分限処分（地方公務員法第28条第2項第1号の規定によるものを除く。）及び懲戒処分に関する人事内申又は同法に規定のない訓告処分等の措置等の基礎となる事実についての審査に関する事務</p> <p>奈良市教育支援委員会 障害等により特別な支援を必要とする幼児、児童及び生徒の就学指導及び教育支援を行うための調査審議に関する事務</p>

現行	改正案		
	市長及び教育委員会	奈良市景観審議会	景観の形成、歴史的風土保存区域及び歴史的風土特別保存地区並びに風致地区の区域内における行為の規制並びに屋外広告物の規制に関する事項についての調査審議及び答申並びに建議に関する事務
	なら歴史まちづくり推進協議会	奈良市歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議及び認定並びに同計画の実施に係る連絡調整に関する事務	奈良市歴史的風致維持向上計画の作成及び変更に関する協議及び認定並びに同計画の実施に係る連絡調整に関する事務
	奈良市史編集審議会	奈良市史編集	奈良市史編集についての調査及び審議に関する事務
	奈良市プロポーザル審査委員会	奈良市プロポーザル審査	本市が発注する委託業務等の随意契約の締結に当たり、当該業務ごとに行うプロポーザル方式による事業者の選定についての審議及び審査に関する事務
	公営企業管理者	奈良市上下水道事業運営審議会	水道事業、簡易水道事業及び下水道事業の運営についての重要事項の調査審議及び答申に関する事務
	奈良市企業局プロポーザル審査委員会	奈良市企業局プロポーザル審査	奈良市企業局が発注する委託業務等の随意契約の締結に当たり、当該業務ごとに行うプロポーザル方式による事業者の選定についての審議及び審査に関する事務
	奈良市企業局建設工事総合評価審査委員会	奈良市企業局建設工事総合評価	奈良市企業局が発注する建設工事における総合評価落札方式による契約手続のうち、落札者決定基準の決定及び落札者の決定に当たっての審査に関する事務

奈良市行政手続条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 行政指導（第30条—第35条）</p> <p>第5章 略</p> <p>附則 （定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名あて人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名あて人としてされる処分</p> <p>ウ 名あて人となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ 略</p> <p>（6）～（8） 略</p> <p>（適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から第4章 までの規定は、適用しない。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（7） 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令又は条例等の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名あて人とするものに限る。）及び行政指導</p> <p>（8） 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益にかかわる事象が発</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 行政指導（第30条—第35条）</p> <p><u>第4章の2 処分等の求め（第35条の2）</u></p> <p>第5章 略</p> <p>附則 （定義）</p> <p>第2条 略</p> <p>（1）～（4） 略</p> <p>（5） 不利益処分 行政庁が、条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。</p> <p>ア 略</p> <p>イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分</p> <p>ウ <u>名宛人</u>となるべき者の同意の下にすることとされている処分</p> <p>エ 略</p> <p>（6）～（8） 略</p> <p>（適用除外）</p> <p>第3条 次に掲げる処分及び行政指導については、次章から<u>第4章の2</u>までの規定は、適用しない。</p> <p>（1）～（6） 略</p> <p>（7） 相反する利害を有する者の間の利害の調整を目的として法令又は条例等の規定に基づいてされる裁定その他の処分（その双方を名宛人とするものに限る。）及び行政指導</p> <p>（8） 公衆衛生、環境保全、防疫、保安その他の公益に<u>関わる</u> 事象が発</p>

現行	改正案
<p>生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例により直接与えられた職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(9)～(11) 略</p> <p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p>	<p>生し、又は発生する可能性のある現場において、これらの公益を確保するために行使すべき権限を法律又は条例により直接与えられた職員によってされる処分及び行政指導</p> <p>(9)～(11) 略</p> <p>(国の機関等に対する処分等の適用除外)</p>
<p>第4条 国の機関、本市の機関又は他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名あて人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p>	<p>第4条 国の機関、本市の機関又は他の地方公共団体若しくはその機関に対する処分（これらの機関又は団体がその固有の資格において当該処分の名宛人となるものに限る。）及び行政指導並びにこれらの機関又は団体がする届出（これらの機関又は団体がその固有の資格においてすべきこととされているものに限る。）については、この条例の規定は、適用しない。</p> <p>(不利益処分をしようとする場合の手続)</p>
<p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名あて人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞</p> <p>ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。</p> <p>イ アに規定するもののほか、<u>名あて人</u>の資格又は地位を直接に<u>はく奪</u>する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>第13条 行政庁は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号の区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき 聴聞</p> <p>ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。</p> <p>イ アに規定するもののほか、<u>名宛人</u>の資格又は地位を直接に<u>剥奪</u>する不利益処分をしようとするとき。</p> <p>ウ 略</p> <p>(2) 略</p>
<p>2 次のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名あて人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして市長が規則で定める処分をしようとするとき。</p>	<p>2 次のいずれかに該当するときは、前項の規定は、適用しない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 当該不利益処分の性質上、それによって課される義務の内容が著しく軽微なものであるため<u>名宛人</u>となるべき者の意見をあらかじめ聴くことを要しないものとして市長が規則で定める処分をしようとするとき。</p>

現行	改正案
<p>(不利益処分の理由の提示)</p> <p>第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名あて人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名あて人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を市役所前掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の<u>名あて人</u>となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又</p>	<p>(不利益処分の理由の提示)</p> <p>第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その<u>名宛人</u>に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。</p> <p>2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該<u>名宛人</u>の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。</p> <p>3 略</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を市役所前掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の<u>名宛人</u>となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき（同一の当事者又</p>

現行	改正案
<p>は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)』と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞の再開)</p>	<p>は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた日の翌日)』と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞の再開)</p>
<p>第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に<u>かんがみ</u>必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p>	<p>第25条 行政庁は、聴聞の終結後に生じた事情に<u>鑑み</u>必要があると認めるときは、主宰者に対し、前条第3項の規定により提出された報告書を返戻して聴聞の再開を命ずることができる。第22条第2項本文及び第3項の規定は、この場合について準用する。</p> <p>(弁明の機会の付与の通知の方式)</p>
<p>第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分<u>の名あて人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(行政指導の方式)</p>	<p>第28条 行政庁は、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時)までに相当な期間において、不利益処分<u>の名宛人</u>となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(行政指導の方式)</p>
<p>第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。</p>	<p>第33条 行政指導に携わる者は、その相手方に対して、当該行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示さなければならない。</p>
<p>2 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から<u>前項</u>に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p> <p>3 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの</p> <p>(2) 既に文書(前項の書面を含む。)によりその相手方に通知されてい</p>	<p>2 <u>行政指導に携わる者は、当該行政指導をする際に、本市の機関が許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使し得る旨を示すときは、その相手方に対して、次に掲げる事項を示さなければならない。</u></p> <p>(1) <u>当該権限を行使し得る根拠となる法令又は条例等の条項</u></p> <p>(2) <u>前号の条項に規定する要件</u></p> <p>(3) <u>当該権限の行使が前号の要件に適合する理由</u></p> <p>3 行政指導が口頭でされた場合において、その相手方から<u>前2項</u>に規定する事項を記載した書面の交付を求められたときは、当該行政指導に携わる者は、行政上特別の支障がない限り、これを交付しなければならない。</p> <p>4 前項の規定は、次に掲げる行政指導については、適用しない。</p> <p>(1) 相手方に対しその場において完了する行為を求めるもの</p> <p>(2) 既に文書(前項の書面を含む。)によりその相手方に通知されてい</p>

現行	改正案
	<p><u>ているものに限る。)</u>又は行政指導(その根拠となる規定が法律又は条例に置かれているものに限る。)がされていないと思料するときは、当該処分をする権限を有する行政庁又は当該行政指導をする権限を有する本市の機関に対し、その旨を申し出て、当該処分又は行政指導をすることを求めることができる。</p> <p>2 前項の申出は、次に掲げる事項を記載した申出書を提出してしなければならない。</p> <p>(1) 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>(2) 法令又は条例等に違反する事実の内容</p> <p>(3) 当該処分又は行政指導の内容</p> <p>(4) 当該処分又は行政指導の根拠となる法律又は条例等の条項</p> <p>(5) 当該処分又は行政指導がされるべきであると思料する理由</p> <p>(6) その他参考となる事項</p> <p>3 当該行政庁又は本市の機関は、第1項の規定による申出があったときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、当該処分又は行政指導をしなければならない。</p>

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(奈良市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第8条 この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号）第2章及び第3章_____の規定は、適用しない。</p>	<p>(奈良市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第8条 この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号）第2章、____第3章及び第4章の2の規定は、適用しない。</p>

奈良市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(奈良市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第9条 この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号）第2章及び第3章_____の規定は、適用しない。</p>	<p>(奈良市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第9条 この条例の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、奈良市行政手続条例（平成11年奈良市条例第19号）第2章、____第3章及び第4章の2の規定は、適用しない。</p>

奈良市税条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(奈良市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第3条の2 奈良市行政手続条例(平成11年奈良市条例第19号)第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例及び規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、奈良市行政手続条例第2章(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)の規定は、適用しない。</p> <p>2 奈良市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第3項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第2項及び第34条の規定は、適用しない。</p>	<p>(奈良市行政手続条例の適用除外)</p> <p>第3条の2 奈良市行政手続条例(平成11年奈良市条例第19号)第3条又は第4条に定めるもののほか、市税に関する条例及び規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、奈良市行政手続条例第2章(第8条を除く。)及び第3章(第14条を除く。)の規定は、適用しない。</p> <p>2 奈良市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導(同条例第2条第7号に規定する行政指導をいう。)については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。</p>

奈良市職員の退職手当に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。<u>次条第2項並びに第5条第1項</u>及び第2項において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第10条第8項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第14条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体又は特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（<u>地方独立行政法人法第55条</u>に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方住宅供給公社法に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法に規定する地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律に規定する土地開発公</p>	<p>(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。<u>この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号及び第2項</u>において同じ。）又は死亡によらず、かつ、第10条第8項に規定する認定を受けないで、その者の都合により退職した者（第14条第1項各号に掲げる者及び傷病によらず、地方公務員法第28条第1項第1号から第3号までの規定による免職の処分を受けて退職した者を含む。以下この項及び第7条の4第4項において「自己都合等退職者」という。）に対する退職手当の基本額は、自己都合等退職者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(勤続期間の計算)</p> <p>第8条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 略</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人（以下「地方公共団体等」という。）で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体又は特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人（<u>地方独立行政法人法第8条第3項</u>に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）、地方住宅供給公社法に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法に規定する地方道路公社及び公有地の拡大の推進に関する法律に規定する土地開発公</p>

現行	改正案
<p>社（以下「地方公社」という。）若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体又は特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。）以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものを使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(3)～(7) 略</p>	<p>社（以下「地方公社」という。）若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体又は特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。）以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないうで、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものを使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続いて職員となつた場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間</p> <p>(3)～(7) 略</p>

現行	改正案
<p>6～8 略 (定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</p>	<p>6～8 略 (定年前に退職する意思を有する職員の募集等)</p>
<p>第10条 略</p>	<p>第10条 略</p>
<p>2～5 略</p>	<p>2～5 略</p>
<p>6 略</p>	<p>6 略</p>
<p>(1)・(2) 略 (3) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。_____)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者</p>	<p>(1)・(2) 略 (3) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。第8項第2号において同じ。)又はこれに準ずる処分を募集の開始の日において受けている者又は募集の期間中に受けた者</p>
<p>7 略</p>	<p>7 略</p>
<p>8 略</p>	<p>8 略</p>
<p>(1) 応募者が募集実施要項又は第6項の規定に適合しない場合 (2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(第6項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処分を受けた場合</p>	<p>(1) 応募者が募集実施要項又は第6項の規定に適合しない場合 (2) 応募者が応募をした後地方公務員法第29条の規定による懲戒処分_____)又はこれに準ずる処分を受けた場合</p>
<p>(3)・(4) 略</p>	<p>(3)・(4) 略</p>
<p>9～12 略</p>	<p>9～12 略</p>
<p>13 略</p>	<p>13 略</p>
<p>(1)・(2) 略 (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは前項____の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき(前2号に掲げるときを除く。)</p>	<p>(1)・(2) 略 (3) 募集実施要項に記載された退職すべき期日若しくは第10項若しくは前項の規定により応募者に通知された退職すべき期日が到来するまでに退職し、又はこれらの期日に退職しなかつたとき(前2号に掲げるときを除く。)</p>
<p>(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分及び第6項第3号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処</p>	<p>(4) 地方公務員法第29条の規定による懲戒処分(懲戒免職の処分及び____故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠つた場合における懲戒処分を除く。)又はこれに準ずる処</p>

現行	改正案
<p>分を受けたとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>14・15 略</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員であつたことがあるものについては、当該職員であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する<u>すべての</u>期間を除く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3～13 略</p>	<p>分を受けたとき。</p> <p>(5) 略</p> <p>14・15 略</p> <p>(失業者の退職手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となつた日前に職員であつたことがあるものについては、当該職員であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当する<u>全て</u>の期間を除く。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3～13 略</p>

奈良市職員倫理条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職（教育長を除く。）に属する奈良市職員をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職_____に属する奈良市職員をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p>

奈良市法令遵守の推進に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに市長、副市長_____、常勤の監査委員及び公営企業管理者をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員並びに市長、副市長、<u>教育長</u>、常勤の監査委員及び公営企業管理者をいう。</p> <p>(2)・(3) 略</p>

奈良市報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

現行	改正案																	
<p>(報酬)</p> <p>第2条 報酬の支給区分及びその額は、別表第1のとおりとする。ただし、常勤の特別職の職員が他の非常勤の特別職の職を兼ねた場合においては、当該非常勤の特別職の職員としての報酬は支給しない。</p> <p>2 教育委員会の委員のうち教育長に任命された者には、当該教育長として</p>	<p>(報酬)</p> <p>第2条 報酬の支給区分及びその額は、別表第1のとおりとする。ただし、常勤の特別職の職員が他の非常勤の特別職の職を兼ねた場合においては、当該非常勤の特別職の職員としての報酬は支給しない。</p> <p>2 略</p>																	
<p>の職にある間は、前項に定める報酬を支給しない。</p>																		
<p>3 略</p> <p>別表第1 (第2条・第3条関係)</p>	<p>2 略</p> <p>別表第1 (第2条・第3条関係)</p>																	
<p style="text-align: center;">報酬額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: center;">支給区分</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">教育委員会</td> <td style="text-align: center;">委員長</td> <td style="text-align: right;">月額 150,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">委員</td> <td style="text-align: right;">日額 14,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	支給区分		報酬額	教育委員会	委員長	月額 150,000円	委員	日額 14,000円	略		略	<p style="text-align: center;">報酬額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">支給区分</th> <th style="text-align: center;">報酬額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">教育委員会の委員</td> <td style="text-align: right;">日額 14,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table>	支給区分	報酬額	教育委員会の委員	日額 14,000円	略	略
支給区分		報酬額																
教育委員会	委員長	月額 150,000円																
	委員	日額 14,000円																
略		略																
支給区分	報酬額																	
教育委員会の委員	日額 14,000円																	
略	略																	
<p>備考 略</p>	<p>備考 略</p>																	

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p style="text-align: center;"><u>教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第2項</u>の規定に基づき、奈良市教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項に規定する在職月数は、教育長となつた日の属する月から任期満了し、退職し、又は死亡した日の属する月までの月数（その月数が<u>48月</u>を超えるときは、<u>48月</u>）とする。</p> <p>5 略</p> <p style="text-align: center;"><u>(勤務時間その他の勤務条件)</u></p> <p>第8条 教育長の勤務時間その他の勤務条件は、一般職の職員の例による。</p> <p>(雑則)</p> <p>第9条 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>教育長の給与に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、<u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第204条第3項</u>の規定に基づき、奈良市教育委員会の教育長（以下「教育長」という。）の給与_____に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(退職手当)</p> <p>第6条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 前項に規定する在職月数は、教育長となつた日の属する月から任期満了し、退職し、又は死亡した日の属する月までの月数（その月数が<u>36月</u>を超えるときは、<u>36月</u>）とする。</p> <p>5 略</p> <p>(雑則)</p> <p>第8条 略</p>

奈良市教育長の退職手当の特例に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、教育長の退職手当の特例について定めるものとする。 (教育長の退職手当の特例)</p> <p>第2条 平成25年4月1日において教育長の職にある者の同日を含む任期に係る退職手当は、<u>教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例</u>(昭和45年奈良市条例第8号)第6条の規定にかかわらず、これを支給しない。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、教育長の退職手当の特例について定めるものとする。 (教育長の退職手当の特例)</p> <p>第2条 平成25年4月1日において教育長の職にある者の同日を含む任期に係る退職手当は、<u>教育長の給与に関する条例</u>(昭和45年奈良市条例第8号)第6条の規定にかかわらず、これを支給しない。</p>

奈良市一般職の職員の給与に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、一般職に属する職員（<u>教育長並びに</u>地方公営企業に勤務する者を除く。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(この条例の目的)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第6項の規定に基づき、一般職に属する職員（_____地方公営企業に勤務する者を除く。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。</p>

職員等の旅費に関する条例 新旧対照表

現行					改正案				
別表（第14条、第15条、第18条、第19条関係）					別表（第14条、第15条、第18条、第19条関係）				
区分	職別	旅行雑費 （1日につき）		宿泊料 （1夜につき）	区分	職別	旅行雑費 （1日につき）		宿泊料 （1夜につき）
		近隣府県	その他				近隣府県	その他	
1	市長	円 略	円 略	円 略	1	市長	円 略	円 略	円 略
2	副市長 公営企業管理者 教育長 常勤の監査委員	略	略	略	2	副市長 公営企業管理者 教育長 常勤の監査委員	略	略	略
3	前2項以外の一般 職の職員	略	略	略	3	一般 職の職員	略	略	略
備考 略					備考 略				

奈良市教育職員の退職年金等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(用語の意義)</p>	<p>(用語の意義)</p>
<p>第2条 この条例において「教育職員」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに教育事務に従事する職員のうち次に掲げる者をいう。ただし、恩給法（大正12年法律第48号）第19条に規定する公務員とみなされる者及び奈良県吏員職員退職料条例（昭和8年奈良県条例第7号）の適用を受ける者を除く。</p>	<p>第2条 この条例において「教育職員」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学、高等学校及び幼稚園の職員並びに教育事務に従事する職員のうち次に掲げる者をいう。ただし、恩給法（大正12年法律第48号）第19条に規定する公務員とみなされる者及び奈良県吏員職員退職料条例（昭和8年奈良県条例第7号）の適用を受ける者を除く。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状（教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第1条第1項の表の第1号及び第6号から第9号までの左欄に掲げる教員の免許状を含む。）を有する職員で次に掲げるもの</p>	<p>(2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状（教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号）第1条第1項の表の第1号及び第6号から第9号までの左欄に掲げる教員の免許状を含む。）を有する職員で次に掲げるもの</p>
<p>ア _____ _____ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第2項に規定する職員で地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第172条第1項に規定する吏員（以下本条中「吏員」という。）に相当するもの</p>	<p>ア <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）</u>による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第2項に規定する職員で地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第172条第1項に規定する吏員（以下本条中「吏員」という。）に相当するもの</p>
<p>イ～ケ 略</p>	<p>イ～ケ 略</p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>4 この条例において「都道府県の職員」とは、都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。</p>	<p>4 この条例において「都道府県の職員」とは、都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける者（都道府県の退職年金条例の適用を受ける市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する者を含む。）のうち次に掲げる者をいう。</p>
<p>(1)～(5) 略</p>	<p>(1)～(5) 略</p>

現行	改正案
<p>(6) _____ _____地方教育行政の組織及び運営に 関する法律第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第1項に規定 する職員で吏員に相当するもの</p> <p>(7)～(20) 略</p> <p>5・6 略</p>	<p>(6) <u>地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律</u> <u>(平成26年法律第76号)</u>による改正前の<u>地方教育行政の組織及び運営に</u> 関する法律第16条第1項に規定する教育長及び同法第19条第1項に規定 する職員で吏員に相当するもの</p> <p>(7)～(20) 略</p> <p>5・6 略</p>

奈良市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第24条の2第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。 （1）・（2） 略	地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第23条第1項の規定に基づき、次に掲げる教育に関する事務は、市長が管理し、及び執行することとする。 （1）・（2） 略

奈良市手数料条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
番号	名称	事務	金額	番号	名称	事務	金額
略	略	略	略	略	略	略	略
3	納税証明書交付手数料	地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定に基づく証明書の交付	1件（一つの税目ごとに一つの年度をもって1件とみなす。）につき300円。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴収しない。	3	納税証明書交付手数料	地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の10の規定に基づく証明書の交付	1枚につき300円。ただし、道路運送車両法第97条の2に規定する証明書については手数料を徴収しない。
略	略	略	略	略	略	略	略
22	鳥獣飼養登録票の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく登録票の交付又はその更新若しくは再交付	1件につき 3,400円	22	鳥獣飼養登録票の交付手数料又は更新手数料若しくは再交付手数料	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第19条の規定に基づく登録票の交付又はその更新若しくは再交付	1件につき 3,400円
略	略	略	略	略	略	略	略
46	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用承認申請手数料	建築基準法第7条の6第1項第1号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の承認の申請又は同法第18条	1件につき 120,000円	46	検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料	建築基準法第7条の6第1項第1号若しくは第2号（同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。）の規定に基づく仮使用の認定の申請又は同法第18条	1件につき 120,000円

現行				改正案			
		第22項第1号 (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の承認の申請に対する審査				第24項第1号若しくは第2号 (同法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく仮使用の認定の申請に対する審査	
略	略	略	略	略	略	略	略
76	略	略	略	76	略	略	略
				76の	1の既存不適格建築物の他の敷地への移転に関する制限の緩和に係る認定申請手数料	建築基準法第86条の7第4項の規定に基づく1の既存不適格建築物の他の敷地への移転に関する制限の緩和に係る認定の申請に対する審査	1件につき 27,000円
76の	略	略	略	76の	略	略	略
2				2の			
略	略	略	略	略	略	略	略

現行					改正案				
76の5	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	床面積の合計が100平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合 <u>55,000円（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各（第3号及び第6号を除く。）に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び第76の7項において「長期使用構造等適合計画」という。）である場合にあっては、10,000円）</u> イ 共同住宅等の場合 アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額	76の5	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	床面積の合計が100平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合（イ及びウに係るものを除く。） <u>55,000円</u> イ 一戸建ての住宅であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条第1項に規定する設計住宅性能評価書（市長が定める基準に適合しないものを除く。）の交付を受けたもの（以下この項及び第76の7項において「住宅性能評価適合住宅」という。）である場合（ウに係るものを除く。） 20,000円 ウ 一戸建ての住宅であって、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関のうち市長が定めるものにより、長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項各号（第3号及び第6号を除く。）に掲げる基準に適合すると認められた計画（以下この項及び第76の7項において「長期使用構造

現行					改正案						
										<p>等適合計画」という。)である <u>場合 10,000円)</u> エ 共同住宅等の場合 (オ及びカ に係るものを除く。) アに掲 げる額を申請に係る住戸数で <u>除して得た金額</u> オ 共同住宅等であって、住宅性 能評価適合住宅である場合 (カ に係るものを除く。) 28,000 円を申請に係る住戸数で除し <u>て得た金額</u> カ 共同住宅等であって、長期使 用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住 戸数で除して得た金額</p>	
				<p>床面積の次に掲げる区分に応じ、それぞれ 合計が 1件につき次に定める額 100平方 メートル を超え 200平方 メートル 以内の場 合</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1件につき次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合 <u>71,000円 (長期使用構造等適合 計画である場合にあつては、 12,000円)</u> イ 共同住宅等の場合 アに掲 げる額を申請に係る住戸数で <u>除して得た金額</u></p>					<p>床面積の次に掲げる区分に応じ、それぞれ 合計が 1件につき次に定める額 100平方 メートル を超え 200平方 メートル 以内の場 合</p>	<p>次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1件につき次に定める額 ア 一戸建ての住宅の場合 (イ及 びウに係るものを除く。) <u>71,000円</u> イ 一戸建ての住宅であつて、住 宅性能評価適合住宅である場 合 (ウに係るものを除く。) <u>24,000円</u> ウ 一戸建ての住宅であつて、長 期使用構造等適合計画である 場合 12,000円 エ 共同住宅等の場合 (オ及びカ</p>

現行					改正案					
										オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合（カに係るものを除く。） 63,000円を申請に係る住戸数で除して得た金額
										カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額
				床面積の次に掲げる区分に応じ、それぞれ合計が1件につき次に定める額						床面積の次に掲げる区分に応じ、それぞれ合計が1件につき次に定める額
				500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合	ア 一戸建ての住宅の場合 185,000円（長期使用構造等適合計画である場合にあつては、26,000円）					500平方メートルを超え1,000平方メートル以内の場合（イ及びウに係るものを除く。） 185,000円
					イ 共同住宅等の場合 アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額					イ 一戸建ての住宅であつて、住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。） 53,000円
										ウ 一戸建ての住宅であつて、長期使用構造等適合計画である場合 26,000円
										エ 共同住宅等の場合（オ及びカに係るものを除く。） アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額
										オ 共同住宅等であつて、住宅性能評価適合住宅である場合（カに係るものを除く。） 99,000円

現行					改正案					
										円を申請に係る住戸数で除して得た金額
										カ 共同住宅等であって、長期使用構造等適合計画である場合に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額
										床面積の次に掲げる区分に応じ、それぞれ合計が1件につき次に定める額
										1,000 平方メートルを超え
										ア 一戸建ての住宅の場合
										359,000円（長期使用構造等適合計画である場合にあっては、
										3,000 平方メートルを超え
										イ 共同住宅等の場合に掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額
										床面積の次に掲げる区分に応じ、それぞれ合計が1件につき次に定める額
										1,000 平方メートルを超え
										ア 一戸建ての住宅の場合（イ及びウに係るものを除く。）
										359,000円
										3,000 平方メートルを超え
										イ 一戸建ての住宅であって、住宅性能評価適合住宅である場合に（ウに係るものを除く。）
										89,000円
										ウ 一戸建ての住宅であって、長期使用構造等適合計画である場合に 36,000円
										1,000 平方メートルを超えるもの
										エ 共同住宅等の場合に（オ及びカに係るものを除く。） アに掲げる額を申請に係る住戸数で除して得た金額
										オ 共同住宅等であって、住宅性能評価適合住宅である場合に（カに係るものを除く。） 183,000円を申請に係る住戸数で除して得た金額
										カ 共同住宅等であって、長期使

現行					改正案					
										用構造等適合計画である場合 ウに掲げる額を申請に係る住 戸数で除して得た金額
			床面積の 合計が 3,000平 方メートル を超える 5,000平 方メートル 以内の 場合	1件につき636,000円（長期使用 構造等適合計画である場合に あっては、64,000円）を申請に係る 住戸数で除して得た金額						次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1件につき次に定める額を申請 に係る住戸数で除して得た金額 ア イ又はウに係るもの以外の 場合 636,000円 イ 住宅性能評価適合住宅であ る場合（ウに係るものを除く。） 311,000円 ウ 長期使用構造等適合計画で ある場合 64,000円
			床面積の 合計が 5,000平 方メートル を超える 10,000平 方メートル 以内の 場合	1件につき1,088,000円（長期使 用構造等適合計画である場合に あっては、107,000円）を申請に 係る住戸数で除して得た金額						次に掲げる区分に応じ、それぞれ 1件につき次に定める額を申請 に係る住戸数で除して得た金額 ア イ又はウに係るもの以外の 場合 1,088,000円 イ 住宅性能評価適合住宅であ る場合（ウに係るものを除く。） 477,000円 ウ 長期使用構造等適合計画で ある場合 107,000円

現行				改正案			
		床面積の合計が10,000平方メートルを超える20,000平方メートル以内の場合	1件につき2,006,000円（長期使用構造等適合計画である場合にあっては、174,000円）を申請に係る住戸数で除して得た金額			床面積の合計が10,000平方メートルを超える20,000平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額 アイ又はウに係るもの以外の場合 2,006,000円 イ 住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。） 864,000円 ウ 長期使用構造等適合計画で戸建ての住宅を除く。）
		床面積の合計が20,000平方メートルを超える30,000平方メートル以内の場合	1件につき2,862,000円（長期使用構造等適合計画である場合にあっては、213,000円）を申請に係る住戸数で除して得た金額			床面積の合計が20,000平方メートルを超える30,000平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額 アイ又はウに係るもの以外の場合 2,862,000円 イ 住宅性能評価適合住宅である場合（ウに係るものを除く。） 1,177,000円 ウ 長期使用構造等適合計画で戸建ての住宅を除く。）
		床面積の合計が30,000平方メートル以内の場合	1件につき3,505,000円（長期使用構造等適合計画である場合にあっては、227,000円）を申請に係る住戸数で除して得た金額			床面積の合計が30,000平方メートル以内の場合	次に掲げる区分に応じ、それぞれ1件につき次に定める額を申請に係る住戸数で除して得た金額 アイ又はウに係るもの以外の

現行					改正案				
			ルを超え る場合				ルを超え る場合 (一戸建 ての住宅 を除く。)	場合 3,505,000円 イ 住宅性能評価適合住宅であ る場合(ウに係るものを除く。) 1,423,000円 ウ 長期使用構造等適合計画で ある場合 227,000円	
76の 6	略	略		略	76の 6	略			略
76の 7	長期優良 住宅建築 等計画変 更認定申 請手数料	長期優良 住宅の普 及の促進 に関する 法律第8 条第2項 において 準用する 同法第5 条第1項 から第3 項までの 規定に基 づく長期 優良住宅 建築等計 画の変更 の認定の 申請に対 する審査	変更に係 る床面積 の合計が 100平方 メートル 以内の場 合	1件につき8,000円(ア及びイの いずれにも該当する場合にあっ ては、4,000円)に次に掲げる額 を合算した額(共同住宅等の場合 にあつては、合算した額を申請に 係る住戸数で除して得た金額) ア 長期優良住宅の普及の促進 に関する法律第6条第1項第 1号に係る変更(以下「第1号 変更」という。)の場合(長期 使用構造等適合計画である場 合を除く。) 39,000円 イ 長期優良住宅の普及の促進 に関する法律第6条第1項第 2号、第4号又は第5号に係る 変更(以下「第2号等変更」と いう。)の場合(長期使用構造 等適合計画である場合を除 く。) 10,000円 ウ 長期優良住宅の普及の促進	76の 7	長期優良 住宅建築 等計画変 更認定申 請手数料	長期優良 住宅の普 及の促進 に関する 法律第8 条第2項 において 準用する 同法第5 条第1項 から第3 項までの 規定に基 づく長期 優良住宅 建築等計 画の変更 の認定の 申請に対 する審査	変更に係 る床面積 の合計が 100平方 メートル 以内の場 合	1件につき8,000円と次に掲げる 額を合算した額(共同住宅等の場 合にあつては、合算した額を申請 に係る住戸数で除して得た金額) ア 長期優良住宅の普及の促進 に関する法律第6条第1項第 1号に係る変更(以下この項に おいて「第1号変更」という。) の場合(イに係るもの及び長期 使用構造等適合計画である場 合を除く。) 39,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係 る第1号変更の場合 11,000 円(一戸建ての住宅の場合にあ つては、3,000円) ウ 長期優良住宅の普及の促進 に関する法律第6条第1項第 2号、第4号又は第5号に係る 変更(以下この項において「第 2号等変更」という。)の場合

現行				改正案			
		(次項に規定する審査を除く。)	に関する法律第6条第1項第3号に係る変更(以下「第3号変更」という。)の場合 2,000円			(次項に規定する審査を除く。)	(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 6,000円
							エ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号に係る変更(以下「第3号変更」という。)の場合 2,000円
		変更に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	1件につき10,000円(ア及びイのいずれにも該当する場合には、6,000円)に次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合には、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額)			変更に係る床面積の合計が100平方メートルを超え200平方メートル以内の場合	1件につき10,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合には、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額)
			ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 52,000円				ア 第1号変更の場合(イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 52,000円
			イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 11,000円				イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 17,000円(一戸建ての住宅の場合にあつては、4,000円)
			ウ 第3号変更の場合 2,000円				ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 7,000円
		変更に係る床面積の合計が200平方	1件につき14,000円(ア及びイのいずれにも該当する場合には、10,000円)に次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合			変更に係る床面積の合計が200平方	1件につき14,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合には、合算した額を申
							請に係る住戸数で除して得た金

現行				改正案					
			メートルを 超え500平方 メートル 以内の場 合	にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額) ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 92,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 14,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円				メートル額) を 超え500平方 メートル 以内の場 合	ア 第1号変更の場合(イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 92,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 36,000円(一戸建ての住宅の場合にあつては、7,000円) ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 10,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円
			変更に係 る床面積 の合計が 500平方 メートル を 超え1,000平方 メートル 以内の 場合	1件につき24,000円(ア及びイのいずれにも該当する場合にあつては、20,000円)に次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合)にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額) ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 143,000円 イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 20,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円				変更に係 る床面積 の合計が 500平方 メートル を 超え1,000平方 メートル 以内の 場合	1件につき24,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合)にあつては、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額) ア 第1号変更の場合(イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 143,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 57,000円(一戸建ての住宅の場合にあつては、11,000円) ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合

現行				改正案			
							を除く。) 16,000円
							エ 第3号変更の場合 2,000円
		変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの)	1件につき34,000円(ア及びイのいずれにも該当する場合には、30,000円)に次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合には、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額)			変更に係る床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの)	1件につき34,000円と次に掲げる額を合算した額(共同住宅等の場合には、合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額)
			ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 291,000円				ア 第1号変更の場合(イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 291,000円
			イ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 35,000円				イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 116,000円(一戸建ての住宅の場合には、21,000円)
			ウ 第3号変更の場合 2,000円				ウ 第2号等変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 31,000円
							エ 第3号変更の場合 2,000円
		変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの)	1件につき62,000円(ア及びイのいずれにも該当する場合には、58,000円)に次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額			変更に係る床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの)	1件につき62,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額
			ア 第1号変更の場合(長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 530,000円				ア 第1号変更の場合(イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。) 530,000円
							イ 住宅性能評価適合住宅に係

現行				改正案			
			ル以内の場合 イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 46,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円				ル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。） エ 第3号変更の場合 2,000円
		変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超える	1件につき105,000円（ア及びイのいずれにも該当する場合には、101,000円）に次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 928,000円			変更に係る床面積の合計が5,000平方メートルを超える	1件につき105,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合（イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 928,000円
		ル以内の場合	イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 56,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円			ル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	エ 第3号変更の場合 2,000円
		変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超える	1件につき172,000円（ア及びイのいずれにも該当する場合には、168,000円）に次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 1,737,000円			変更に係る床面積の合計が10,000平方メートルを超える	1件につき172,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合（イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 1,737,000円
						ル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。）	イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 317,000円 ウ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 52,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円

現行				改正案			
			ル以内の場合 イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 98,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円				ル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。） エ 第3号変更の場合 2,000円
		変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の場合	1件につき211,000円（ア及びイのいずれにも該当する場合には、207,000円）に次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 2,524,000円 イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 129,000円 ウ 第3号変更の場合 2,000円			変更に係る床面積の合計が20,000平方メートルを超え30,000平方メートル以内の場合（一戸建ての住宅を除く。） エ 第3号変更の場合 2,000円	る第1号変更の場合 596,000円 ウ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 94,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円
		変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超える場合	1件につき225,000円（ア及びイのいずれにも該当する場合には、221,000円）に次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 3,121,000円			変更に係る床面積の合計が30,000平方メートルを超える場合（一戸建	1件につき225,000円と次に掲げる額を合算した額を申請に係る住戸数で除して得た金額 ア 第1号変更の場合（イに係るもの及び長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 3,121,000円 イ 住宅性能評価適合住宅に係る第1号変更の場合 838,000円 ウ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 125,000円 エ 第3号変更の場合 2,000円

現行					改正案				
				イ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 161,000円				ての住宅を除く。）	る第1号変更の場合 1,039,000円
				ウ 第3号変更の場合 2,000円					ウ 第2号等変更の場合（長期使用構造等適合計画である場合を除く。） 157,000円
									エ 第3号変更の場合 2,000円
略	略	略		略	略	略	略		略

現行				改正案			
108	略	略	略	108	略	略	略
				108 の2	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可申請手数料	医薬品医療機器等法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器（以下「高度管理医療機器等」という。）の販売業又は貸与業の許可の申請に対する審査	1件につき 29,000円
				108 の3	高度管理医療機器等販売業又は貸与業許可更新申請手数料	医薬品医療機器等法第39条第4項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可の更新の申請に対する審査	1件につき 11,000円
108 の2	略	略	略	108 の4	略	略	略
108 の3	略	略	略	108 の5	略	略	略
108 の4	略	略	略	108 の6	略	略	略
108 の5	略	略	略	108 の7	略	略	略
108 の6	略	略	略	108 の8	略	略	略
108 の7	略	略	略	108 の9	略	略	略
109	医薬品店舗販売業	医薬品医療機器等法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品店舗販売業	1件につき 2,000円	109	医薬品店舗販売業又は高度管理医療機器	医薬品医療機器等法施行令第45条第1項の規定に基づく医薬品店舗販売業又は高度管理医療機	1件につき 2,000円

現行				改正案			
			の		等販売業若しくは貸与業の	器等の販売業若しくは貸与業の	
		許許可証の書換え交付			可証書換え交付	許可証の書換え交付	
		可証書換え交付手数料			可証書換え交付手数料		
110	医薬品店舗販売業	医薬品医療機器等法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品店舗販売業	1件につき 2,900円	110	医薬品店舗販売業又は高度管理医療機器等販売業若しくは貸与業の	医薬品医療機器等法施行令第46条第1項の規定に基づく医薬品店舗販売業又は高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の	1件につき 2,900円
		の			可証再交付手数料	許可証の再交付	
		許許可証の再交付			可証再交付手数料		
略	略	略	略	略	略	略	略
備考 略				備考 略			

奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案																															
<p style="text-align: center;">奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 奈良市立高等学校及び幼稚園における授業料等については、この条例の定めるところにより徴収する。 (授業料等の額)</p> <p>第2条 授業料(幼稚園にあつては、保育料。以下同じ。)、入学料(幼稚園にあつては、入園料。以下同じ。)及び入学考査料の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区分</th> <th style="width:15%;"></th> <th style="width:20%;">授業料</th> <th style="width:20%;">入学料</th> <th style="width:30%;">入学考査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">高等学校</td> <td rowspan="2">市内生</td> <td style="text-align: right;">円 年額 102,000</td> <td rowspan="2" style="text-align: right;">円 5,650</td> <td rowspan="3" style="text-align: right;">円 2,200</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">年額 118,800</td> </tr> <tr> <td>市外生</td> <td style="text-align: right;">年額 118,800</td> </tr> <tr> <td colspan="2">幼稚園</td> <td style="text-align: right;">年額 75,600</td> <td style="text-align: right;">5,650</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する市内生とは市内に住所を有する者をいい、市外生とは市内生以外の者をいう(以下同じ。)</p> <p>3 次に掲げる者の授業料の額は、第1項の規定にかかわらず、その者が当該学年において現に在学又は在園した月数に応じて、同項に規定する授業料の年額を月割計算した額とする。</p> <p>(1) 学年の中途において入学又は入園した者</p> <p>(2) 退学(転学を含む。)若しくは休学又は退園(転園を含む。)若しくは休園した者</p>	区分		授業料	入学料	入学考査料	高等学校	市内生	円 年額 102,000	円 5,650	円 2,200	年額 118,800	市外生	年額 118,800	幼稚園		年額 75,600	5,650		<p style="text-align: center;">奈良市立高等学校_____における授業料等に関する条例 (趣旨)</p> <p>第1条 奈良市立高等学校_____における授業料等については、この条例の定めるところにより徴収する。 (授業料等の額)</p> <p>第2条 授業料_____、入学料_____及び入学考査料の額は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width:15%;">区分</th> <th style="width:15%;"></th> <th style="width:20%;">授業料</th> <th style="width:20%;">入学料</th> <th style="width:30%;">入学考査料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">高等学校</td> <td rowspan="2">市内生</td> <td style="text-align: right;">円 年額 102,000</td> <td rowspan="2" style="text-align: right;">円 5,650</td> <td rowspan="3" style="text-align: right;">円 2,200</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">年額 118,800</td> </tr> <tr> <td>市外生</td> <td style="text-align: right;">年額 118,800</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 前項に規定する市内生とは市内に住所を有する者をいい、市外生とは市内生以外の者をいう(以下同じ。)</p> <p>3 次に掲げる者の授業料の額は、第1項の規定にかかわらず、その者が当該学年において現に在学_____した月数に応じて、同項に規定する授業料の年額を月割計算した額とする。</p> <p>(1) 学年の中途において入学_____した者</p> <p>(2) 退学(転学を含む。)又は_____休学_____した者</p>	区分		授業料	入学料	入学考査料	高等学校	市内生	円 年額 102,000	円 5,650	円 2,200	年額 118,800	市外生	年額 118,800
区分		授業料	入学料	入学考査料																												
高等学校	市内生	円 年額 102,000	円 5,650	円 2,200																												
		年額 118,800																														
	市外生	年額 118,800																														
幼稚園		年額 75,600	5,650																													
区分		授業料	入学料	入学考査料																												
高等学校	市内生	円 年額 102,000	円 5,650	円 2,200																												
		年額 118,800																														
	市外生	年額 118,800																														

現行					改正案						
(授業料等の納付) 第3条 授業料は分割して納付するものとし、各期における納付額は、別表のとおりとする。 2 略 3 入学料は、入学又は入園の日から10日以内に納付しなければならない。 4 略 別表(第3条関係)					(授業料等の納付) 第3条 授業料は分割して納付するものとし、各期における納付額は、別表のとおりとする。 2 略 3 入学料は、入学_____の日から10日以内に納付しなければならない。 4 略 別表(第3条関係)						
1 高等学校					1 高等学校						
区分		第1期 (4~6月分)	第2期 (7~9月分)	第3期 (10~12月分)	第4期 (1~3月分)	区分		第1期 (4~6月分)	第2期 (7~9月分)	第3期 (10~12月分)	第4期 (1~3月分)
納付額	市内生	円 25,500	円 25,500	円 25,500	円 25,500	納付額	市内生	円 25,500	円 25,500	円 25,500	円 25,500
	市外生	29,700	29,700	29,700	29,700		市外生	29,700	29,700	29,700	29,700
2 幼稚園											
区分		第1期 (4~8月分)	第2期 (9~12月分)	第3期 (1~3月分)		区分		第1期 (4~8月分)	第2期 (9~12月分)	第3期 (1~3月分)	
納付額		円 31,500	円 25,200	円 18,900		納付額		円 31,500	円 25,200	円 18,900	

奈良市墓地条例 新旧対照表

現行				改正案			
別表（第7条・第8条関係）				別表（第7条・第8条関係）			
墓地使用料				墓地使用料			
墓地名	単位	使用料区分	金額	墓地名	単位	使用料区分	金額
略	略	略	略	略	略	略	略
奈良市七条町南山墓地	1平方メートルごとに	当初使用料	120,000円	奈良市七条町南山墓地	1平方メートルごとに	当初使用料	192,000円
		年間に市内に住所を有する者	1,000円			年間に市内に住所を有する者	1,000円
		年間に市外に住所を有する者	4,000円			年間に市外に住所を有する者	4,000円
略	略	略	略	略	略	略	略
備考				備考			
1 1平方メートル未満は、1平方メートルとみなして計算する。				1 1平方メートル未満は、1平方メートルとみなして計算する。			
2 年間使用料は、年度の中途から使用するときには、月割とする。				2 年間使用料は、年度の中途から使用するときには、月割とする。			

奈良市国民健康保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第12条の6の10 第12条の6の3又は第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。)は、<u>14万円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課限度額) 第12条の12 第12条の8の賦課額は、<u>12万円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額) 第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>24万5千円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額) 第12条の6の10 第12条の6の3又は第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第12条の6の3の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の6の6の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第15条及び第16条第1項において同じ。)は、<u>16万円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課限度額) 第12条の12 第12条の8の賦課額は、<u>14万円</u>を超えることができない。</p> <p>(保険料の減額) 第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条又は第12条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が51万円を超える場合には、51万円)とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額に、<u>26万円</u>に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に</p>

現行	改正案
<p>掲げる金額に、<u>45万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「51万円」とあるのは「<u>14万円</u>」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「51万円」とあるのは「<u>12万円</u>」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p>	<p>掲げる金額に、<u>47万円</u>に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。）現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額 ア・イ 略</p> <p>2 略</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の6の3又は第12条の6の6」と、「51万円」とあるのは「<u>16万円</u>」と、前項中「第12条」とあるのは「第12条の6の5」と読み替えるものとする。</p> <p>4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条又は第12条の2」とあるのは「第12条の8」と、「51万円」とあるのは「<u>14万円</u>」と、第2項中「第12条」とあるのは「第12条の11」と読み替えるものとする。</p>

奈良市介護保険条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成24年度から平成26年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>25,400円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>25,400円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>39,500円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>56,500円</u></p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が<u>125万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、<u>第7号イ又は第8号イ</u>に該当する者を除く。) <u>64,900円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が<u>200万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ<u>又は第8号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p><u>70,600円</u></p>	<p>(保険料率)</p> <p>第4条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29,500円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>41,400円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>41,400円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>53,200円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>59,100円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得金額」という。)が<u>120万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、<u>第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ</u>に該当する者を除く。) <u>68,000円</u></p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が<u>190万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)、次号イ、<u>第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p><u>73,900円</u></p>

現行	改正案
<p>(7) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）又は次号イ_____に該当する者を除く。） <u>84,700円</u></p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）_____に該当する者を除く。） <u>98,800円</u></p>	<p>(8) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が290万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。） <u>88,600円</u></p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が400万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。） <u>100,400円</u></p> <p>(10) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が600万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。） <u>106,400円</u></p> <p>(11) 次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 合計所得金額が800万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。） <u>112,300円</u></p>

現行	改正案
<p>(9) 前各号のいずれにも該当しない者 112,900円 (賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ及びハ、第2号ロ、第3号ロ若しくは第4号ロ 又は第4条第5号イ、第6号イ若しくは第7号イ _____ に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号、第2号、第3号若しくは第4号又は _____ 第4条第5号、第6号若しくは第7号に規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第6条 略</p>	<p>(12) 次のいずれかに該当する者 ア 合計所得金額が1,000万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しない者 イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ((1)に係る部分を除く。)に該当する者を除く。) 124,100円</p> <p>(13) 前各号のいずれにも該当しない者 135,900円 (賦課期日後において第1号被保険者の資格の取得、喪失等があった場合)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ(同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。)、ロ及びニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第4条第6号イ、 _____ 第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号、第2号、第3号、第4号若しくは第5号又は第4条第6号から第13号まで _____ に規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p> <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第6条 略 (介護予防・日常生活支援総合事業等に関する経過措置)</p> <p>第7条 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条の規定による改正</p>

現行	改正案
	<p><u>後の法（次項において「新法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業については、介護予防及び生活支援の体制整備の必要性等に鑑み、その円滑な実施を図るため、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間には行わず、平成29年4月1日から行うものとする。</u></p> <p>2 <u>新法第115条の45第2項第5号に掲げる事業については、その事業の実施に必要な準備のため、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間には行わず、平成30年4月1日から行うものとする。</u></p>

奈良市ならまちセンター条例 新旧対照表

現行								改正案							
別表（第5条の3、第6条、第9条関係）								別表（第5条の3、第6条、第9条関係）							
1 市民文化ホールの使用料								1 市民文化ホールの使用料							
区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日
		9 : 00	13 : 00	18 : 00	9 : 00	13 : 00	9 : 00			9 : 00	13 : 00	18 : 00	9 : 00	13 : 00	9 : 00
		~	~	~	~	~	~			~	~	~	~	~	~
		12 : 00	17 : 00	21 : 30	17 : 00	21 : 30	21 : 30			12 : 00	17 : 00	21 : 30	17 : 00	21 : 30	21 : 30
		円	円	円	円	円	円			円	円	円	円	円	円
略								略							
和室	入場料等を徴収しない場合	略	略	略	略	略	略	和室	入場料等を徴収しない場合	略	略	略	略	略	略
	入場料等を徴収する場合	略	略	略	略	略	略		入場料等を徴収する場合	略	略	略	略	略	略
企画展示コーナー	入場料等を徴収しない場合	2,400	3,600	4,800	6,000	8,400	9,600	企画展示コーナー	入場料等を徴収しない場合						
企画展示コーナー	入場料等を徴収する場合	4,800	7,200	9,600	12,000	16,800	19,200	企画展示コーナー	入場料等を徴収する場合						
備考 略								備考 略							
2・3 略								2・3 略							

奈良市体育施設条例 新旧対照表

現行							改正案									
別表第3 (第5条関係)							別表第3 (第5条関係)									
体育館使用料							体育館使用料									
区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	区分		午前	午後	夜間	午前・午後	午後・夜間	全日	
		9:00	13:00	18:00	9:00	13:00	9:00			9:00	13:00	18:00	9:00	13:00	9:00	
		~	~	~	~	~	~			~	~	~	~	~	~	
奈良	略							奈良	略							
市中	会議室	略	略	略	略	略	略	市中	会議室	略	略	略	略	略	略	
中央	トレーニング室	600	800	1,200	1,600	2,200	3,000	中央	(1室につき)							
育館	個人使用 (1人当たり)	150	200	300				育館								
奈良	略									奈良	略					
市中	小体育館	略	略	略	略	略	略	市中	小体育館	独占使用	略	略	略	略	略	
中央	個人使用 (1人当たり)	略	略	略				中央	個人使用 (1人当たり)	略	略	略				
第二										第二	ウエイトリフ	独占使用				450
育館								育館	ティング室	個人使用 (1人当たり)	150	200	300			
略								略								
備考	略							備考	略							

奈良市営住宅条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(入居者資格等)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、市営住宅、<u>改良住宅</u>（奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）第2条に規定する改良住宅をいう。）及びコミュニティ住宅（奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）第3条に規定するコミュニティ住宅をいう。）（以下「市営住宅等」という。）に過去に入居又は同居していた場合にあつては、次のいずれにも該当すること。</p> <p>ア・イ 略</p> <p>(7) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、市営住宅等を不法に占有したことがないこと。</p> <p>2～9 略 (敷金)</p> <p>第12条 入居決定者は、前条の規定により指定された日（以下「指定入居日」という。）までに敷金を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の敷金の額は、当該入居を決定された市営住宅の入居時における家賃の<u>3月分</u>に相当する額とする。</p> <p>3 第1項の規定により納付した敷金は、市営住宅を<u>明け渡すとき</u>に還付する。この場合において、家賃</p>	<p>(入居者資格等)</p> <p>第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、市営住宅、<u>改良住宅等</u>（奈良市改良住宅条例（昭和47年奈良市条例第46号）第2条に規定する改良住宅等をいう。）及びコミュニティ住宅（奈良市コミュニティ住宅条例（平成4年奈良市条例第15号）第3条に規定するコミュニティ住宅をいう。）（以下「市営住宅等」という。）に過去に入居又は同居していた場合にあつては、次のいずれにも該当すること。<u>ただし、その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、市営住宅等に過去に入居者と同居していた場合において、未成年者であつたことその他の特別の事情がある場合は、この限りでない。</u></p> <p>ア・イ 略</p> <p>(7) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が、市営住宅等を不法に占有したことがないこと。<u>この場合においては、前号ただし書の規定を準用する。</u></p> <p>2～9 略 (敷金)</p> <p>第12条 入居決定者は、前条の規定により指定された日（以下「指定入居日」という。）までに敷金を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の敷金の額は、当該入居を決定された市営住宅の入居時における家賃の<u>3箇月分</u>に相当する額とする。</p> <p>3 第1項の規定により納付した敷金は、市営住宅を<u>明け渡したとき</u>に還付する。この場合において、家賃、<u>共益費</u>（第20条の2第1項に規定する共益費をいう。）若しくは水道料金（第20条の3第1項に規定する水道料金</p>

現行	改正案
<p>_____について未納の額があるとき <u>又は損害賠償金があるときは、</u> それらの額を控除するものとする。</p>	<p>をいう。)について未納の額があるとき、<u>又は損害賠償金があるときは、</u> それらの額を控除するものとする。</p>
<p>4・5 略 (請書の提出_____)</p>	<p>4・5 略 (市営住宅入居請書_____)</p>
<p>第13条 入居決定者は、指定入居日までに連帯保証人<u>1人</u>を定め、その者と連署した規則で定める<u>請書_____</u>を提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、この限りでない。 (連帯保証人)</p>	<p>第13条 入居決定者は、指定入居日までに連帯保証人_____を定め、その者と連署した規則で定める<u>市営住宅入居請書</u>を提出しなければならない。ただし、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、この限りでない。 (連帯保証人)</p>
<p>第14条 略 2 前条の連帯保証人を変更しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。<u>ただし、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、この限りでない。</u> (入居決定の取消し)</p>	<p>第14条 略 2 前条の連帯保証人を変更しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。 (入居決定の取消し)</p>
<p>第16条 市長は、入居決定者が次の各号の一に該当するときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。 (1) 略 (2) 第13条に規定する<u>請書_____</u>を提出しないとき。 (3)・(4) 略 (家賃)</p>	<p>第16条 市長は、入居決定者が次の各号の一に該当するときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。 (1) 略 (2) 第13条に規定する<u>市営住宅入居請書</u>を提出しないとき。 (3)・(4) 略 (家賃)</p>
<p>第17条 略 2 家賃は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した_____日)までにその月分を納付しなければならない。ただし、指定入居日の属する月の家賃の納付期限は、当該指定入居日とする。</p>	<p>第17条 略 2 家賃は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は、明け渡した日。<u>ただし、規則で定める方法により納付しようとするときは、この限りでない。</u>)までにその月分を納付しなければならない。ただし、指定入居日の属する月の家賃の納付期限は、当該指定入居日とする。</p>
<p>3～6 略 (修繕費用の負担)</p>	<p>3～6 略 (修繕費用の負担)</p>
<p>第19条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用 (<u>畳の表替え、破損ガラ</u></p>	<p>第19条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用 (<u>次条第3号及び第4号</u></p>

現行	改正案
<p><u>スの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）は、市の負担とする。</u></p>	<p><u>に掲げる</u> <u>費用を除く。）は、市の負担とする。</u></p>
<p>2・3 略</p>	<p>2・3 略</p>
<p>(入居者の費用負担)</p>	<p>(入居者の費用負担)</p>
<p>第20条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p>	<p>第20条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。</p>
<p>(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料</p>	<p>(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料</p>
<p>(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用</p>	<p>(2) 汚物及びじんかいの処理に要する費用</p>
<p>(3) 畳の表替え、破損ガラスの取替え、障子・ふすま<u> </u>の張替え等の軽微な修繕に要する費用</p>	<p>(3) 畳の表替え、破損ガラスの取替え、障子・ふすま・<u>網戸</u>の張替え等の軽微な修繕に要する費用</p>
<p>(4) 給水栓、<u>点滅器</u>その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用</p>	<p>(4) 給水栓<u> </u>その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用</p>
<p>(5)・(6) 略</p>	<p>(5)・(6) 略</p>
	<p><u>(共益費)</u></p>
	<p>第20条の2 市長は、前条各号の費用のうち、入居者の共通の利益を図るため特に必要があると認めて規則で定める費用を、共益費として入居者から徴収する。</p>
	<p>2 第17条(第1項ただし書、第3項及び第4項を除く。)の規定は、前項の共益費について準用する。</p>
	<p><u>(水道料金)</u></p>
	<p>第20条の3 市長は、第20条第1号に掲げる水道及び下水道の使用料のうち、市が設置した貯水槽から給水を行う住戸に係るもの(以下「水道料金」という。)を、入居者から徴収する。</p>
	<p>2 毎月分の水道料金は、その翌々月の末日までに納付しなければならない。</p>
	<p>3 前項の規定にかかわらず、市営住宅を明け渡したときは、明け渡した日までにその日の属する月の前々月分からその月分までの水道料金を納付しなければならない。ただし、規則で定める方法により納付しようとするときは、この限りでない。</p>
	<p>4 水道料金の算定については、奈良市水道事業給水条例(昭和33年奈良市</p>

現行	改正案
<p>(高額所得者に対する明渡し請求)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して<u>6月</u> <u> </u>を経過した日以後の日でなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(その他の明渡し請求)</p> <p>第38条 市長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、当該入居者に対し当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家賃を<u>3月</u>以上滞納したとき。</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から前項の期日(同項の期日までに明け渡した場合は、当該明け渡した日)までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付けた額の金銭を、同項の期日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>4 市長は、第1項第2号から第8号までの規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対し、第2項の期日の翌日</p>	<p><u>条例第14号)及び奈良市下水道条例(昭和51年奈良市条例第16号)の規定の例による。</u></p> <p><u>(給水の停止)</u></p> <p>第20条の4 市長は、入居者が水道料金を納付期限までに納付しないときは、当該入居者に対し、当該水道料金が納付されるまでの間、給水を停止することができる。</p> <p>(高額所得者に対する明渡し請求)</p> <p>第29条 略</p> <p>2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して<u>6箇</u> <u>月</u>を経過した日以後の日でなければならない。</p> <p>3・4 略</p> <p>(その他の明渡し請求)</p> <p>第38条 市長は、入居者が次の各号の一に該当するときは、当該入居者に対し当該市営住宅の明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 家賃を<u>3箇月</u>以上滞納したとき。</p> <p>(3)～(9) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対し、入居した日から前項の期日(同項の期日までに明け渡した場合は、当該明け渡した日)までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付けた額の金銭を、同項の期日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>4 市長は、第1項第2号から第8号までの規定に該当することにより同項の請求を行つたときは、当該請求を受けた者に対し、第2項の期日の翌日</p>

現行	改正案
<p>から当該市営住宅を明け渡す日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。</p>	<p>から当該市営住宅を明け渡す日までの期間について、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。</p>
<p>5 略 <u>(駐車場の使用許可)</u></p>	<p>5 略 <u>(駐車場の使用資格)</u></p>
<p>第38条の2の2 別表の2の表に規定する共同施設の駐車場（以下「駐車場」という。）を使用しようとするものは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。</p>	<p>第38条の2の2 別表の2の表の共同施設の駐車場（以下「駐車場」という。）を使用することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 当該駐車場の属する市営住宅の入居者又は同居者であつて、自ら使用するため駐車場を必要としていること。ただし、介護等専ら当該市営住宅の入居者又は同居者のために使用する必要があると認められるときは、この限りでない。</p> <p>(2) 自動車の所有者又は自動車を使用する権利を有する者であること。</p> <p>(3) この条例又はこれに基づく規則に違反していないこと。</p>
<p>2 市長は、市営住宅の入居者又は同居者で組織する団体で、市長が適当と認めるものに対して、前項の許可をすることができる。</p>	
<p>3 市長は、第1項の許可に次の条件を付けるものとする。</p> <p>(1) 次のいずれにも該当する者に駐車場を使用させること。</p> <p>ア 市営住宅の入居者又は同居者であつて、自ら使用するため駐車場を必要としていること。</p> <p>イ この条例又はこれに基づく規則に違反していないこと。</p> <p>(2) その他駐車場の管理上必要な条件</p>	
<p>4 第1項の許可の期間は、4月1日（許可日が4月2日以降であるときは当該許可日）からその日以後の最初の3月31日までとする。ただし、更新を妨げない。</p> <p><u>(駐車場の使用料)</u></p>	<p><u>(駐車場の使用申込み)</u></p>
<p>第38条の3 前条第1項の許可を受けたもの（以下「入居者団体」という。）は、1台につき月額2,500円の使用料を市長に納付しなければならない。</p>	<p>第38条の3 駐車場を使用しようとするときは、入居者は、市長の定めるところにより使用の申込みをしなければならない。</p>

現行	改正案
<p>2 前項の使用料は、毎月末日（月の中途中で返還した場合は、返還した日）までに、その月分を納付しなければならない。</p>	
<p>3 月の中途中において新たに駐車場を使用した場合又は駐車場を返還した場合におけるその月の使用料の額は、日割により計算した額とし、100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てるものとする。</p>	
<p>4 市長は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、第1項の使用料を減免することができる。 (駐車場の使用許可の取消し等)</p>	<p>(駐車場使用者の選考)</p>
<p>第38条の4 市長は、次のいずれかに該当するときは、第38条の2の2第1項の許可を取り消し、駐車場の明渡しを請求することができる。</p>	<p>第38条の4 前条の申込みをした者の数が使用させるべき駐車場の区画数を超える場合においては、市長が定める公開抽選の方法によつて駐車場の使用者を決定する。</p>
<p>(1) 入居者団体が前条第1項の使用料を3箇月以上滞納したとき。 (2) 入居者団体がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。 (3) その他公益上やむを得ない理由が生じたとき。</p>	
	<p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、身体障害者その他の者で駐車場の使用が特に必要と認められるものについては、その者を優先的に駐車場の使用者として決定することができる。 (使用者決定の通知)</p>
	<p>第38条の4の2 市長は、駐車場の使用者を決定したときは、入居者に対し、駐車場の使用を開始できる日と区画を指定して、その旨を通知するものとする。 (駐車場敷金)</p>
	<p>第38条の4の3 前条の通知を受けた入居者（以下次条から第38条の4の9までにおいて同じ。）は、前条の規定により指定された日（以下「指定使用日」という。）までに駐車場敷金を納付しなければならない。</p>
	<p>2 前項の駐車場敷金の額は、当該使用を決定された駐車場の使用料（以下この条、第38条の4の5及び第38条の4の9において「使用料」という。）の3箇月分に相当する額とする。</p>

現行	改正案
	<p>3 <u>第1項の規定により納付した駐車場敷金は、駐車場を返還したときに還付する。この場合において、使用料について未納の額があるとき、又は損害賠償金があるときは、それらの額を控除するものとする。</u></p> <p>4 <u>市長は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、駐車場敷金の徴収を猶予し、又はその額を減免することができる。</u></p> <p>5 <u>第12条第4項の規定は、第1項の駐車場敷金について準用する。</u> <u>(駐車場使用請書)</u></p> <p><u>第38条の4の4 入居者は、指定使用日までに規則で定める駐車場使用請書を市長に提出しなければならない。</u> <u>(駐車場使用料)</u></p> <p><u>第38条の4の5 使用料は、指定使用日から駐車場を返還した日まで、入居者から徴収する。ただし、第38条の4の9第1項の規定による駐車場の使用の決定の取消し又は駐車場の返還の命令があつたときは、取消日又は返還の期日まで（当該返還の期日までに返還した場合を除く。）徴収する。</u></p> <p>2 <u>毎月の使用料は、1区画につき2,500円とする。</u></p> <p>3 <u>市長は、特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又はその額を減免することができる。</u></p> <p>4 <u>第17条第2項及び第5項の規定は、第1項の使用料について準用する。</u></p> <p>5 <u>入居者が次条の規定による届出をしないで無断で駐車場の使用をやめた場合においては、第1項の規定にかかわらず、市長がその事実を知つた日までの使用料を徴収する。</u> <u>(駐車場の返還)</u></p> <p><u>第38条の4の6 入居者は、駐車場を返還しようとするときは、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。</u> <u>(駐車場の拒否)</u></p> <p><u>第38条の4の7 市長は、次の各号の一に該当する自動車については、駐車を拒否することができる。</u> <u>(1) 駐車場の構造上駐車させることができない自動車</u></p>

現行	改正案
	<p>(2) <u>発火性又は引火性の物品を積載している自動車</u></p> <p>(3) <u>駐車場の構造又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められる自動車</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認められる自動車</u></p> <p><u>(駐車場における禁止行為)</u></p> <p><u>第38条の4の8 駐車場においては、次に掲げる行為をしてはならない。</u></p> <p>(1) <u>他の自動車の駐車を妨げること。</u></p> <p>(2) <u>駐車場の構造又は設備を毀損し、又は滅失すること。</u></p> <p>(3) <u>駐車場を自動車の駐車以外の用途に供すること。</u></p> <p>(4) <u>駐車場を第三者に転貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡すること。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。</u></p> <p><u>(駐車場使用決定の取消し等)</u></p> <p><u>第38条の4の9 市長は、駐車場の管理上必要があると認めるとき、又は次の各号の一に該当するときは、入居者に対し、駐車場の使用決定を取り消し、又は駐車場の返還を命ずることができる。</u></p> <p>(1) <u>入居者が第38条の4の3第1項に規定する駐車場敷金を納付しないとき。</u></p> <p>(2) <u>入居者が第38条の4の4に規定する駐車場使用請書を提出しないとき。</u></p> <p>(3) <u>入居者が偽りその他不正の手段により、使用決定を受けたとき。</u></p> <p>(4) <u>入居者が使用料を3箇月以上滞納したとき。</u></p> <p>(5) <u>使用者が正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。</u></p> <p>(6) <u>入居者又は使用者が駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。</u></p>

現行	改正案
<p>(準用)</p> <p>第43条 社会福祉法人等による市営住宅の使用については、第12条、第15条、第17条第1項、第2項及び第5項、第19条から第21条まで、第22条第3項、第24条、第25条、<u>第34条並びに第38条の2の2から第38条の4までの規定</u>を準用する。この場合において、第12条第1項中「入居決定者」とあるのは「第39条第4項の通知を受けた社会福祉法人等」と、「指定入居日」とあるのは「指定使用開始日」と、第15条中「入居決定者は、指定入居日」とあるのは「社会福祉法人等は、指定使用開始日」と、第17条第1項中「家賃は、指定入居日」とあるのは「使用料は、指定使用開始日」と、「第29</p>	<p><u>(7) 入居者又は使用者がこの条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</u></p> <p><u>(8) 入居者が当該駐車場の属する市営住宅に入居しなくなったとき。</u></p> <p><u>(9) 第38条の2の2第1号本文に規定する場合においては、使用者が当該駐車場の属する市営住宅に入居又は同居しなくなったとき。</u></p> <p><u>(10) 第38条の2の2第1号ただし書に規定する場合においては、その必要がなくなったとき。</u></p> <p>2 前項の規定により駐車場の返還の命令を受けた入居者は、市長が指定する期日までに当該駐車場を返還しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の規定による返還の命令を受けた入居者が前項の期限が到来しても駐車場を返還しないときは、入居者に対して、前項の期日の翌日から当該駐車場を返還するまでの期間について、毎月、第38条の4の5第2項に規定する使用料の額の2倍に相当する額以下で規則で定める額の金銭を徴収することができる。</p> <p>4 第17条第5項の規定は、前項の金銭について準用する。</p> <p><u>(市の損害賠償責任)</u></p> <p>第38条の4の10 駐車場の自動車の損傷又は盗難等については、市は、その賠償の責めを負わない。ただし、当該自動車の保管に関し市が善良なる管理者の注意を怠つたときは、この限りでない。</p> <p>(準用)</p> <p>第43条 社会福祉法人等による市営住宅の使用については、第12条、第15条、第17条第1項、第2項及び第5項、第19条から第21条まで、第22条第3項、第24条、第25条並びに第34条<u>の規定</u>を準用する。この場合において、第12条第1項中「入居決定者」とあるのは「第39条第4項の通知を受けた社会福祉法人等」と、「指定入居日」とあるのは「指定使用開始日」と、第15条中「入居決定者は、指定入居日」とあるのは「社会福祉法人等は、指定使用開始日」と、第17条第1項中「家賃は、指定入居日」とあるのは「使用料は、指定使用開始日」と、「第29</p>

現行	改正案
<p>条第1項、第34条第1項又は第38条第1項」とあるのは「第34条第1項」と、同条第2項中「家賃」とあるのは「使用料」と、「指定入居日」とあるのは「指定使用開始日」と、同条第5項中「家賃」とあるのは「使用料」と、第19条から第21条まで、第22条第3項、第24条、第25条及び第34条中「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、<u>第38条の2の2第2項及び第3項中「入居者又は同居者」とあるのは「入居者若しくは同居者又は社会福祉法人等」と読み替えるものとする。</u></p>	<p>条第1項、第34条第1項又は第38条第1項」とあるのは「第34条第1項」と、同条第2項中「家賃」とあるのは「使用料」と、「指定入居日」とあるのは「指定使用開始日」と、同条第5項中「家賃」とあるのは「使用料」と、第19条から第21条まで、第22条第3項、第24条、第25条及び第34条中「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と読み替えるものとする。</p>
<p>(準用)</p>	<p>(準用)</p>
<p>第47条 第44条の規定による市営住宅の使用については、第4条、第5条、第8条から第16条まで、第17条（第3項及び第4項を除く。）、第19条から第21条まで、第22条（第2項第2号及び第3号を除く。）、第23条（第3項第2号及び第3号を除く。）、第24条、第25条及び第33条から<u>第38条の4</u>までの規定を準用する。この場合において、第17条第1項ただし書中「第29条第1項、第34条第1項」とあるのは「第34条第1項」と、第33条中「第12条第5項の規定による敷金の徴収の猶予若しくは減免、第17条第3項、第28条第1項若しくは第30条第1項の規定による家賃の決定、第17条第6項（第28条第2項又は第30条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃の徴収の猶予若しくは減免、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第31条の規定によるあつせん等又は第35条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第46条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。</p>	<p>第47条 第44条の規定による市営住宅の使用については、第4条、第5条、第8条から第16条まで、第17条（第3項及び第4項を除く。）、第19条から第21条まで、第22条（第2項第2号及び第3号を除く。）、第23条（第3項第2号及び第3号を除く。）、第24条、第25条及び第33条から<u>第38条の2</u>までの規定を準用する。この場合において、第17条第1項ただし書中「第29条第1項、第34条第1項」とあるのは「第34条第1項」と、第33条中「第12条第5項の規定による敷金の徴収の猶予若しくは減免、第17条第3項、第28条第1項若しくは第30条第1項の規定による家賃の決定、第17条第6項（第28条第2項又は第30条第3項において準用する場合を含む。）の規定による家賃の徴収の猶予若しくは減免、第29条第1項の規定による明渡しの請求、第31条の規定によるあつせん等又は第35条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第46条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。</p>
<p>(罰則)</p>	<p>(罰則)</p>
<p>第51条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃又は敷金_____の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p>	<p>第51条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃、敷金、<u>駐車場</u>の使用料又は<u>駐車場敷金</u>の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</p>
<p>別表（第3条_____関係）</p>	<p>別表（第3条・<u>第38条の2の2</u>関係）</p>
<p>1 略</p>	<p>1 略</p>

現行		改正案	
2 共同施設		2 共同施設	
名称	位置	名称	位置
第2号市営住宅集会所	奈良市川上町	第2号市営住宅集会所	奈良市川上町
第2号市営住宅(第2―第9)児童遊園		第2号市営住宅(第2―第9)児童遊園	
		第2号市営住宅駐車場	
第3号市営住宅集会所	奈良市法蓮町	第3号市営住宅集会所	奈良市法蓮町
第3号市営住宅(第1・第2)児童遊園		第3号市営住宅(第1・第2)児童遊園	
		第3号市営住宅駐車場	
第4号市営住宅集会所	奈良市般若寺町	第4号市営住宅集会所	奈良市般若寺町
第4号市営住宅児童遊園		第4号市営住宅児童遊園	
第4号市営住宅駐車場		第4号市営住宅駐車場	
第5号市営住宅集会所	奈良市大安寺一丁目	第5号市営住宅集会所	奈良市大安寺一丁目
第5号市営住宅児童遊園		第5号市営住宅児童遊園	
第5号市営住宅駐車場		第5号市営住宅駐車場	
第7号市営住宅集会所	奈良市富雄元町四丁目	第7号市営住宅集会所	奈良市富雄元町四丁目
第7号市営住宅児童遊園		第7号市営住宅児童遊園	
第9号市営住宅集会所		第9号市営住宅集会所	
第9号市営住宅シルバーハウジング生活相談所	奈良市東紀寺町三丁目	第9号市営住宅シルバーハウジング生活相談所	奈良市東紀寺町三丁目
第9号市営住宅駐車場		第9号市営住宅駐車場	
第10号市営住宅(第1―第11)児童遊園	奈良市古市町	第10号市営住宅(第1―第11)児童遊園	奈良市古市町
第11号市営住宅(第1・第2)児童遊園	奈良市杏町	第11号市営住宅(第1・第2)児童遊園	奈良市杏町
第12号市営住宅集会所	奈良市横井一丁目	第12号市営住宅集会所	奈良市横井一丁目
第12号市営住宅(第1―第4)児童遊園	奈良市横井一丁目、横井二丁目及び横井五丁目	第12号市営住宅(第1―第4)児童遊園	奈良市横井一丁目、横井二丁目及び横井五丁目
第13号市営住宅児童遊園	奈良市八条一丁目	第13号市営住宅児童遊園	奈良市八条一丁目

現行		改正案	
第14号市営住宅集会所	奈良市南紀寺町三丁目	第14号市営住宅集会所	奈良市南紀寺町三丁目
第18号市営住宅集会所	奈良市六条西一丁目	第14号市営住宅駐車場	
第18号市営住宅（第1・第2）児童遊園		第18号市営住宅集会所	奈良市六条西一丁目
第18号市営住宅駐車場		第18号市営住宅（第1・第2）児童遊園	
第19号市営住宅児童遊園	奈良市紀寺町	第18号市営住宅駐車場	
第19号市営住宅児童遊園		第19号市営住宅児童遊園	奈良市紀寺町
第20号市営住宅集会所	奈良市松陽台一丁目	第19号市営住宅駐車場	
第20号市営住宅（第1—第4）児童遊園		第20号市営住宅集会所	奈良市松陽台一丁目
第20号市営住宅駐車場		第20号市営住宅（第1—第4）児童遊園	
第21号市営住宅児童遊園	奈良市油阪町	第20号市営住宅駐車場	
		第21号市営住宅児童遊園	奈良市油阪町
		第21号市営住宅駐車場	奈良市油阪町及び西之阪町

奈良市改良住宅条例 新旧対照表

現行	改正案
<p><u>(家賃)</u> 第3条 改良住宅等の家賃は、別表のとおりとする。 (準用等) 第5条 改良住宅等及び地区施設の管理については、前各条及び第4項に定めるもののほか、改良住宅等を奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号。以下「市営住宅条例」という。)第2条第1号に規定する市営住宅と、地区施設を同条第2号に規定する共同施設とみなして、市営住宅条例第4条から第16条まで、第17条(第3項及び第4項を除く。)、第19条から第21条まで、第22条(第2項第2号を除く。)、第23条(第3項第2号を除く。)、第24条、第25条、第33条、第38条、第38条の2、第38条の5、第48条、第49条及び第51条の規定</p> <hr/> <p>を準用する。ただし、市営住宅条例第4条から第12条まで、第22条第2項第1号、第23条第3項第1号、第38条第1項(同項第8号に係る部分に限る。)及び第38条の2の規定は、法第18条、「小集落地区等改良事業制度要綱等の廃止について」(平成14年3月29日国住整第1236号)による廃止前の「小集落地区等改良事業制度要綱」(昭和57年4月5日建設省住整発第26号)第13、「小規模住宅地区等改良事業制度要綱」第9又は前条の規定により改良住宅等に入居若しくは使用させるべき者が入居若しくは使用せず、又は居住若しくは使用しなくなった場合に限る。</p> <p>2 前項本文の場合において、市営住宅条例第6条第1項第2号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はイ」と、「ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 214,000円」とあるのは「ア 次の(ア)から(オ)まで</p>	<p>第3条 削除 (準用等) 第5条 改良住宅等及び地区施設の管理については、前各条_____に定めるもののほか、改良住宅等を奈良市営住宅条例(昭和61年奈良市条例第14号。以下「市営住宅条例」という。)第2条第1号に規定する市営住宅と、地区施設を同条第2号に規定する共同施設とみなして、市営住宅条例第4条から第25条まで、第26条(第2項を除く。)、第27条、第28条、第31条、第32条第1項</p> <hr/> <p>_____、第33条、第38条から第38条の5まで_____、第48条、第49条及び第51条の規定(改良住宅店舗作業場の管理については、市営住宅条例第17条(次条に規定する場合を除く。))、第18条、第22条、第23条、第26条(第2項を除く。))、第27条、第28条、第31条及び第32条第1項の規定を除く。)を準用する。ただし、市営住宅条例第4条から第12条まで、第22条第2項第2号、第23条第3項第2号及び第38条第1項(同項第8号に係る部分に限る。)_____の規定は、法第18条、「小集落地区等改良事業制度要綱等の廃止について」(平成14年3月29日国住整第1236号)による廃止前の「小集落地区等改良事業制度要綱」(昭和57年4月5日建設省住整発第26号)第13、「小規模住宅地区等改良事業制度要綱」第9又は前条の規定により改良住宅等に入居若しくは使用させるべき者が入居若しくは使用せず、又は居住若しくは使用しなくなった場合に限る。</p> <p>2 前項本文の場合において、市営住宅条例第6条第1項第2号中</p>

現行	改正案
<p>のいずれかに該当する場合 139,000円」と、</p> <p>「イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、</p>	<p>「 <u>その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に应じ、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</u></p> <p><u>ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 214,000円</u></p> <p><u>(ア) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当する程度の精神障害者であること。</u></p> <p><u>(イ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が(ア)に規定する精神障害の程度に相当する程度の知的障害者であること。</u></p> <p><u>(ウ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が前号イ(ア)、ウ、エ、カ又はキのいずれかに該当する者であること。</u></p> <p><u>(エ) その者が60歳以上の者であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者であること。</u></p> <p><u>(オ) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。</u></p> <p>イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、</p>

現行	改正案
<p>158,000円) ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円 』 とあるのは 「 <u>イ アに掲げる場合以外の場合 114,000円</u> 』 と、</p>	<p>158,000円) ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円 』 とあるのは 「 <u>その者の収入が158,000円を超えないこと。</u> 』 と、<u>市営住宅条例第17条第3項中「近傍同種の住宅の家賃（令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。））」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。）（その額が法定限度額を超える場合にあつては法定限度額）」と、「近傍同種の住宅の家賃とする」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額とする」と、市営住宅条例第28条第1項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定上限額（法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。））を超える場合にあつては法定上限額）」と、市営住宅条例第48条第1項中「法第33条第1項」とあるのは「住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する法第33条第1項」と読み替えるものとする。</u></p>
<p>市営住宅条例第48条第1項中「法第33条第1項」とあるのは「住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第29条第1項において準用する法第33条第1項」と読み替えるものとする。</p>	<p>市営住宅条例第28条第1項の規定によりその定めるところによるとされる公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第8条第2項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは、「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定上限額（法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。））を超える場合にあつては法定上限額）」とする。</p>
<p>3 <u>前項のほか、第1項の規定による市営住宅条例の規定の準用について必要な技術的読替えは、規則で定める。</u></p>	<p>3 <u>前項の法定限度額は、改良住宅、改良住宅店舗作業場及び店舗付改良住宅にあつては法第29条第3項でその例によることとされる公営住宅法の一部を改正する法律（平成8年法律第55号）の規定による改正前の公営住宅法第12条第1項の規定による額、小集落改良住宅及び小規模改良住宅にあつては「改良住宅等管理要領」第4第1項の規定による額とする。</u></p>
<p>4 <u>改良住宅等の収入超過者に対する措置については、奈良市営住宅条例の一部を改正する条例（平成9年奈良市条例第38号）による改正前の市営住宅条例（以下「旧市営住宅条例」という。）第2条第2号の第2種市営住</u></p>	<p>4 <u>第2項の割増賃料は、次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ右欄に定める倍率を前項に規定する法定限度額に乗じた額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</u></p>

現行	改正案							
<p>宅に係る旧市営住宅条例第22条及び第23条の規定による収入超過者に対する措置の例による。この場合において、旧市営住宅条例第22条第2項中「115,000円」とあるのは「入居者が身体障害者である場合その他の市営住宅条例第6条第1項第2号アに掲げる場合にあつては139,000円を、それ以外の場合にあつては114,000円」と、旧市営住宅条例第23条第2項の表第2種市営住宅の項中「115,000円」とあるのは「入居者が身体障害者である場合その他の市営住宅条例第6条第1項第2号アに掲げる場合にあつては139,000円を、それ以外の場合にあつては114,000円」と、「198,000円」とあるのは「158,000円」と、「245,000円」とあるのは「191,000円」とする。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1155 193 1816 240">入居者の収入</th> <th data-bbox="1816 193 2078 240">倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1155 240 1816 288">158,000円を超え、191,000円以下の場合</td> <td data-bbox="1816 240 2078 288">0.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1155 288 1816 331">191,000円を超える場合</td> <td data-bbox="1816 288 2078 331">0.8</td> </tr> </tbody> </table>		入居者の収入	倍率	158,000円を超え、191,000円以下の場合	0.5	191,000円を超える場合	0.8
入居者の収入	倍率							
158,000円を超え、191,000円以下の場合	0.5							
191,000円を超える場合	0.8							
<p>5 前項の規定によりその例によることとされる旧市営住宅条例第22条及び第23条に規定する収入については、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号の定めるところによる。</p>	<p>5 前項に規定する収入については、公営住宅法施行令第1条第3号の定めるところによる。</p>							
<p>6 前項の規定によりその例によることとされる旧市営住宅条例第22条及び第23条に規定する収入については、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号の定めるところによる。</p>	<p>6 第2項のほか、第1項の規定による市営住宅条例の規定の準用について必要な技術的読替は、規則で定める。 （改良住宅店舗作業場の家賃） 第5条の2 改良住宅店舗作業場の家賃は、毎年度、近傍同種の住宅の家賃（公営住宅法施行令第3条で定めるところにより算出した額をいう。）及び前条第3項に規定する法定限度額以下で、公営住宅法施行令第2条の規定の例により算出した額とする。この場合において、公営住宅法施行令第2条第2項中「次の表の上欄に掲げる入居者の収入の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額」とあるのは「次の表の上欄中104,000円以下の場合の下欄に定める額」とする。</p>							
<p>2 市営住宅条例第17条（第3項を除く。）の規定は、前項の家賃について準用する。 （改良住宅店舗作業場の使用の承継）</p>	<p>2 市営住宅条例第17条（第3項を除く。）の規定は、前項の家賃について準用する。 （改良住宅店舗作業場の使用の承継）</p>							
<p>5 前項の規定によりその例によることとされる旧市営住宅条例第22条及び第23条に規定する収入については、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号の定めるところによる。</p>	<p>第5条の3 改良住宅店舗作業場の使用者が死亡し、又は営業を継続することができなくなつた場合において、その死亡時又は営業を継続することができなくなつた時にその者ととも営業をしていた者は、市長の承認を受</p>							

現行	改正案																																														
<p>(委任)</p> <p>第6条 この条例の施行について必要な事項は、<u>市長</u>が定める。</p> <p>別表（第2条・第3条関係）</p> <p>1 改良住宅等</p> <table border="1" data-bbox="172 826 1068 1372"> <thead> <tr> <th rowspan="2">名称</th> <th rowspan="2">位置</th> <th rowspan="2">戸数</th> <th>1戸当</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th>り家賃月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西之阪地区改良住宅</td> <td>奈良市油阪町</td> <td>84</td> <td>円 6,500</td> <td>昭和46年度建設高層耐火構造</td> </tr> <tr> <td>西之阪地区改良住宅</td> <td>奈良市西之阪町</td> <td>80</td> <td>6,500</td> <td>昭和47年度建設高層耐火構造</td> </tr> <tr> <td>西之阪地区改良住宅店舗作業場</td> <td>奈良市西之阪町</td> <td>12</td> <td>2,400</td> <td>昭和47年度建設高層耐火構造</td> </tr> <tr> <td>西之阪地区改良住宅</td> <td>奈良市西之阪町</td> <td>18</td> <td>6,500</td> <td>昭和50年度建設中層耐火構造</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	戸数	1戸当	備考	り家賃月額	西之阪地区改良住宅	奈良市油阪町	84	円 6,500	昭和46年度建設高層耐火構造	西之阪地区改良住宅	奈良市西之阪町	80	6,500	昭和47年度建設高層耐火構造	西之阪地区改良住宅店舗作業場	奈良市西之阪町	12	2,400	昭和47年度建設高層耐火構造	西之阪地区改良住宅	奈良市西之阪町	18	6,500	昭和50年度建設中層耐火構造	<p><u>けて、引き続き、当該改良住宅店舗作業場を使用することができる。</u></p> <p>2 <u>市営住宅条例第13条の規定は、前項の場合について準用する。</u></p> <p>3 <u>市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の承認をしてはならない。ただし、第2号又は第3号に掲げる場合において特別の事情により必要であると認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) <u>当該承認を受けようとする者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。</u></p> <p>(2) <u>改良住宅店舗作業場が営業されていないとき。</u></p> <p>(3) <u>その他規則で定めるとき。</u></p> <p>(その他)</p> <p>第6条 この条例の施行について必要な事項は、<u>規則</u>で定める。</p> <p>別表（第2条_____関係）</p> <p>1 改良住宅等</p> <table border="1" data-bbox="1171 826 2067 1372"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>戸数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>西之阪地区改良住宅</td> <td>奈良市油阪町</td> <td>84</td> <td>昭和46年度建設高層耐火構造</td> </tr> <tr> <td>西之阪地区改良住宅</td> <td>奈良市西之阪町</td> <td>80</td> <td>昭和47年度建設高層耐火構造</td> </tr> <tr> <td>西之阪地区改良住宅店舗作業場</td> <td>奈良市西之阪町</td> <td>12</td> <td>昭和47年度建設高層耐火構造</td> </tr> <tr> <td>西之阪地区改良住宅</td> <td>奈良市西之阪町</td> <td>18</td> <td>昭和50年度建設中層耐火構造</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	戸数	備考	西之阪地区改良住宅	奈良市油阪町	84	昭和46年度建設高層耐火構造	西之阪地区改良住宅	奈良市西之阪町	80	昭和47年度建設高層耐火構造	西之阪地区改良住宅店舗作業場	奈良市西之阪町	12	昭和47年度建設高層耐火構造	西之阪地区改良住宅	奈良市西之阪町	18	昭和50年度建設中層耐火構造
名称				位置		戸数	1戸当	備考																																							
	り家賃月額																																														
西之阪地区改良住宅	奈良市油阪町	84	円 6,500	昭和46年度建設高層耐火構造																																											
西之阪地区改良住宅	奈良市西之阪町	80	6,500	昭和47年度建設高層耐火構造																																											
西之阪地区改良住宅店舗作業場	奈良市西之阪町	12	2,400	昭和47年度建設高層耐火構造																																											
西之阪地区改良住宅	奈良市西之阪町	18	6,500	昭和50年度建設中層耐火構造																																											
名称	位置	戸数	備考																																												
西之阪地区改良住宅	奈良市油阪町	84	昭和46年度建設高層耐火構造																																												
西之阪地区改良住宅	奈良市西之阪町	80	昭和47年度建設高層耐火構造																																												
西之阪地区改良住宅店舗作業場	奈良市西之阪町	12	昭和47年度建設高層耐火構造																																												
西之阪地区改良住宅	奈良市西之阪町	18	昭和50年度建設中層耐火構造																																												

現行					改正案				
横井地区改良住宅	奈良市横井二丁目	22	11,600	昭和50年度建設準耐火構造2階建	横井地区改良住宅	奈良市横井二丁目	22	昭和50年度建設準耐火構造2階建	
横井地区改良住宅	奈良市横井二丁目	10	11,600	昭和51年度建設準耐火構造2階建	横井地区改良住宅	奈良市横井二丁目	10	昭和51年度建設準耐火構造2階建	
横井地区改良住宅	奈良市横井一丁目	32	11,600	昭和52年度建設準耐火構造2階建	横井地区改良住宅	奈良市横井一丁目	32	昭和52年度建設準耐火構造2階建	
西之阪地区改良住宅	奈良市西之阪町	18	6,500	昭和51年度建設中層耐火構造3階建	西之阪地区改良住宅	奈良市西之阪町	18	昭和51年度建設中層耐火構造3階建	
横井地区改良住宅	奈良市横井一丁目	34	11,600	昭和53年度建設準耐火構造2階建	横井地区改良住宅	奈良市横井一丁目	34	昭和53年度建設準耐火構造2階建	
西之阪地区改良住宅店舗作業場	奈良市西之阪町	9	2,400	昭和53年度・昭和54年度建設耐火構造平家建	西之阪地区改良住宅店舗作業場	奈良市西之阪町	9	昭和53年度・昭和54年度建設耐火構造平家建	
横井地区店舗付改良住宅	奈良市横井二丁目	4	16,500	昭和56年度建設準耐火構造2階建	横井地区店舗付改良住宅	奈良市横井二丁目	4	昭和56年度建設準耐火構造2階建	
横井地区改良住宅	奈良市横井二丁目	16	11,600	昭和57年度建設準耐火構造2階建	横井地区改良住宅	奈良市横井二丁目	16	昭和57年度建設準耐火構造2階建	
横井地区小集落改良住宅	奈良市横井一丁目	20	11,600	昭和57年度建設準耐火構造2階建	横井地区小集落改良住宅	奈良市横井一丁目	20	昭和57年度建設準耐火構造2階建	
横井地区小集落改良住宅	奈良市横井一丁目	6	11,600	昭和58年度建設準耐火構造2階建	横井地区小集落改良住宅	奈良市横井一丁目	6	昭和58年度建設準耐火構造2階建	
横井地区小集落改良住宅	奈良市横井二丁目	12	11,600	昭和60年度建設準耐火構造2階建	横井地区小集落改良住宅	奈良市横井二丁目	12	昭和60年度建設準耐火構造2階建	
横井地区店舗付改良住宅	奈良市横井二丁目	2	16,500	昭和61年度建設準耐火構造2階建	横井地区店舗付改良住宅	奈良市横井二丁目	2	昭和61年度建設準耐火構造2階建	
横井地区小集落改良住宅	奈良市横井一丁目	8	11,600	昭和61年度建設準耐火構造2階建	横井地区小集落改良住宅	奈良市横井一丁目	8	昭和61年度建設準耐火構造2階建	

現行					改正案				
古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	6	11,600	昭和62年度建設準耐火構造2階建	古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	6	昭和62年度建設準耐火構造2階建	
西之阪地区改良住宅店舗作業場	奈良市西之阪町	1	3,000	昭和62年度建設準耐火構造平家建	西之阪地区改良住宅店舗作業場	奈良市西之阪町	1	昭和62年度建設準耐火構造平家建	
横井地区店舗付改良住宅	奈良市横井二丁目	3	16,500	昭和62年度建設準耐火構造2階建	横井地区店舗付改良住宅	奈良市横井二丁目	3	昭和62年度建設準耐火構造2階建	
横井地区改良住宅店舗作業場	奈良市横井二丁目	1	7,600	昭和62年度建設準耐火構造平家建	横井地区改良住宅店舗作業場	奈良市横井二丁目	1	昭和62年度建設準耐火構造平家建	
横井地区小集落改良住宅	奈良市横井二丁目及び横井五丁目	16	11,600	昭和62年度建設準耐火構造2階建	横井地区小集落改良住宅	奈良市横井二丁目及び横井五丁目	16	昭和62年度建設準耐火構造2階建	
古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	6	11,600	昭和63年度建設準耐火構造2階建	古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	6	昭和63年度建設準耐火構造2階建	
横井地区小集落改良住宅	奈良市横井五丁目	8	11,600	昭和63年度建設準耐火構造2階建	横井地区小集落改良住宅	奈良市横井五丁目	8	昭和63年度建設準耐火構造2階建	
古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	18	11,600	平成元年度建設準耐火構造2階建	古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	18	平成元年度建設準耐火構造2階建	
西之阪地区改良住宅店舗作業場	奈良市西之阪町	1	2,400	平成元年度建設準耐火構造平家建	西之阪地区改良住宅店舗作業場	奈良市西之阪町	1	平成元年度建設準耐火構造平家建	
横井地区改良住宅	奈良市横井二丁目	6	11,600	平成元年度建設準耐火構造2階建	横井地区改良住宅	奈良市横井二丁目	6	平成元年度建設準耐火構造2階建	
横井地区小集落改良住宅	奈良市横井一丁目	4	11,600	平成元年度建設準耐火構造2階建	横井地区小集落改良住宅	奈良市横井一丁目	4	平成元年度建設準耐火構造2階建	
横井地区改良住宅	奈良市横井二丁目	4	11,600	平成元年度建設準耐火構造2階建	横井地区改良住宅	奈良市横井二丁目	4	平成元年度建設準耐火構造2階建	
横井地区改良住宅	奈良市横井二丁目	8	11,600	平成2年度建設準耐火構造2階建	横井地区改良住宅	奈良市横井二丁目	8	平成2年度建設準耐火構造2階建	

現行					改正案				
横井地区改良住宅	奈良市横井二丁目	3	11,600	平成2年度建設準耐火構造2階建	横井地区改良住宅	奈良市横井二丁目	3	11,600	平成2年度建設準耐火構造2階建
横井地区店舗付改良住宅	奈良市横井二丁目	1	16,500	平成2年度建設準耐火構造2階建	横井地区店舗付改良住宅	奈良市横井二丁目	1	16,500	平成2年度建設準耐火構造2階建
西之阪地区改良住宅店舗作業場	奈良市西之阪町	1	3,000	平成2年度建設準耐火構造平家建	西之阪地区改良住宅店舗作業場	奈良市西之阪町	1	3,000	平成2年度建設準耐火構造平家建
横井地区小集落改良住宅	奈良市横井二丁目	6	11,600	平成2年度建設準耐火構造2階建	横井地区小集落改良住宅	奈良市横井二丁目	6	11,600	平成2年度建設準耐火構造2階建
古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	4	11,600	平成2年度建設準耐火構造2階建	古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	4	11,600	平成2年度建設準耐火構造2階建
横井地区改良住宅	奈良市横井五丁目	4	11,600	平成2年度建設準耐火構造2階建	横井地区改良住宅	奈良市横井五丁目	4	11,600	平成2年度建設準耐火構造2階建
西之阪地区改良住宅店舗作業場	奈良市西之阪町	1	3,000	平成3年度建設準耐火構造平家建	西之阪地区改良住宅店舗作業場	奈良市西之阪町	1	3,000	平成3年度建設準耐火構造平家建
横井地区改良住宅	奈良市横井五丁目	2	11,600	平成3年度建設準耐火構造2階建	横井地区改良住宅	奈良市横井五丁目	2	11,600	平成3年度建設準耐火構造2階建
古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	4	11,600	平成13年度建設準耐火構造2階建	古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	4	11,600	平成13年度建設準耐火構造2階建
畑中地区小規模改良住宅	奈良市畑中町	30	11,600	平成12年度・平成13年度建設耐火構造4階建	畑中地区小規模改良住宅	奈良市畑中町	30	11,600	平成12年度・平成13年度建設耐火構造4階建
西之阪地区改良住宅店舗作業場	奈良市西之阪町	2	2,400	平成13年度建設準耐火構造平家建	西之阪地区改良住宅店舗作業場	奈良市西之阪町	2	2,400	平成13年度建設準耐火構造平家建
古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	8	11,600	平成4年度建設準耐火構造2階建	古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	8	11,600	平成4年度建設準耐火構造2階建
古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	28	11,600	平成5年度建設準耐火構造2階建	古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	28	11,600	平成5年度建設準耐火構造2階建

現行					改正案				
古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	28	11,600	平成6年度建設準耐火構造2階建	古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	28	平成6年度建設準耐火構造2階建	
古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	8	11,600	平成7年度建設準耐火構造2階建	古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	8	平成7年度建設準耐火構造2階建	
古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	6	11,600	平成8年度建設準耐火構造2階建	古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	6	平成8年度建設準耐火構造2階建	
古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	14	11,600	平成9年度建設準耐火構造2階建	古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	14	平成9年度建設準耐火構造2階建	
古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	2	11,600	平成10年度建設準耐火構造2階建	古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	2	平成10年度建設準耐火構造2階建	
古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	4	11,600	平成11年度建設準耐火構造2階建	古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	4	平成11年度建設準耐火構造2階建	
古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	6	11,600	平成12年度建設準耐火構造2階建	古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	6	平成12年度建設準耐火構造2階建	
古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	6	11,600	平成13年度建設準耐火構造2階建	古市地区小集落改良住宅	奈良市古市町	6	平成13年度建設準耐火構造2階建	

2 地区施設

名称	位置
西之阪地区改良住宅集会所	奈良市西之阪町
横井地区改良住宅第一集会所	奈良市横井二丁目
古市地区改良住宅集会所	奈良市古市町
畑中地区改良住宅集会所	奈良市畑中町

2 地区施設

名称	位置
西之阪地区改良住宅集会所	奈良市西之阪町
西之阪地区改良住宅駐車場	奈良市油阪町及び西之阪町
横井地区改良住宅集会所	奈良市横井二丁目
古市地区改良住宅集会所	奈良市古市町
畑中地区改良住宅集会所	奈良市畑中町
畑中地区改良住宅駐車場	

奈良市コミュニティ住宅条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(目的)</p>	<p>(目的)</p>
<p>第1条 この条例は、コミュニティ住宅並びに共同施設及びコミュニティ住宅附設駐車場の設置並びに管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>第1条 この条例は、コミュニティ住宅及び共同施設_____の設置並びに管理について必要な事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(定義)</p>	<p>(定義)</p>
<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>	<p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p>
<p>(1) 略</p>	<p>(1) 略</p>
<p>(2) 共同施設 コミュニティ住宅の入居者の共同の福祉のために当該コミュニティ住宅に附設した<u>子供</u>の遊び場、集会所及び管理事務所_____をいう。</p>	<p>(2) 共同施設 コミュニティ住宅の入居者の共同の福祉のために当該コミュニティ住宅に附設した<u>子ども</u>の遊び場、集会所、管理事務所及び<u>駐車場</u>をいう。</p>
<p>(3) コミュニティ住宅附設駐車場 コミュニティ住宅の入居者の利用に供するために当該コミュニティ住宅に附設した<u>駐車場</u>をいう。</p>	
<p>(4)・(5) 略</p>	<p>(3)・(4) 略</p>
<p>(設置)</p>	<p>(設置)</p>
<p>第3条 コミュニティ住宅並びに共同施設及びコミュニティ住宅附設駐車場を別表第1 _____のとおり設置する。 (家賃)</p>	<p>第3条 コミュニティ住宅及び共同施設_____を別表第1 <u>及び第2</u>のとおり設置する。</p>
<p>第5条 コミュニティ住宅の家賃の額は、別表第1のとおりとする。</p>	<p>第5条 削除</p>
<p>2 前条の規定によりコミュニティ住宅に入居することができる者を別表第2の名称欄に掲げるコミュニティ住宅に入居させる場合において、その者の指定入居日から6年間における当該コミュニティ住宅の家賃の額については、前項の規定にかかわらず、同表の家賃(月額)欄に定めるその者の指定入居日からの入居期間の区分に応じ、それぞれ同表のとおりとする。 (準用等)</p>	<p>(準用等)</p>
<p>第6条 コミュニティ住宅及び共同施設の管理については、前各条及び第4</p>	<p>第6条 コミュニティ住宅及び共同施設の管理については、前各条_____</p>

現行	改正案
<p>項に定めるもののほか、コミュニティ住宅を奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号。以下「市営住宅条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅と、共同施設を同条第2号に規定する共同施設とみなして、市営住宅条例第4条から第16条まで、第17条（第3項及び第4項を除く。）、第19条から第21条まで、第22条（第2項第2号を除く。）、第23条（第3項第2号を除く。）、第24条、第25条、第33条、第38条、第38条の2、第38条の5、第48条、第49条及び第51条の規定を準用する。ただし、市営住宅条例第4条から第7条まで、第9条、第10条、第22条第2項第1号、第23条第3項第1号、第38条第1項（同項第8号に係る部分に限る。）及び第38条の2の規定</p>	<p>に定めるもののほか、コミュニティ住宅を奈良市営住宅条例（昭和61年奈良市条例第14号。以下「市営住宅条例」という。）第2条第1号に規定する市営住宅と、共同施設を同条第2号に規定する共同施設とみなして、市営住宅条例第4条から第25条まで、第26条（第2項を除く。）、第27条、第28条、第31条、第32条第1項</p>
<p>は、第4条の規定によりコミュニティ住宅に入居することができる者が入居せず、又は居住しなくなった場合に限る。</p>	<p>、第33条、第38条から第38条の5まで、第48条、第49条及び第51条の規定を準用する。ただし、市営住宅条例第4条から第7条まで、第9条、第10条、第22条第2項第2号、第23条第3項第2号及び第38条第1項（同項第8号に係る部分に限る。）の規定（市営住宅条例第22条第2項第2号及び第23条第3項第2号の規定は、別表第2のコミュニティ住宅の管理に係る場合に限る。）は、第4条の規定によりコミュニティ住宅に入居することができる者が入居せず、又は居住しなくなった場合に限る。</p>
<p>2 前項本文の場合において、市営住宅条例第6条第1項第2号中「ア、イ又はウ」とあるのは「ア又はイ」と、「ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 214,000円」とあるのは「ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 139,000円」と、</p>	<p>2 前項本文の場合において、市営住宅条例第6条第1項第2号中「<u>その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に依り、それぞれア、イ又はウに掲げる金額を超えないこと。</u> ア 次の(ア)から(オ)までのいずれかに該当する場合 214,000円 (ア) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級のいずれかに該当する程度の精神障害者であること。 (イ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が(ア)に規定する精神障害の程度に相当する程度の知的障害者であること。 (ウ) その者又は現に同居し、若しくは同居しようとする親族が前号イ(ア)、ウ、エ、カ又はキのいずれかに該当</p>

現行	改正案
<p>「イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円） ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円」 とあるのは 「イ アに掲げる場合以外の場合 114,000円」 と、</p>	<p><u>する者であること。</u> <u>(エ) その者が60歳以上の者であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者であること。</u> <u>(オ) 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者があること。</u> イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円（当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円） ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円」 とあるのは 「<u>その者の収入が158,000円を超えないこと。</u>」 と、市営住宅条例第17条第3項中「<u>近傍同種の住宅の家賃（令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。）</u>」とあるのは「<u>近傍同種の住宅の家賃（令第3条で定めるところにより算出した額をいう。以下同じ。）（その額が法定限度額を超える場合にあつては法定限度額）</u>」と、「<u>近傍同種の住宅の家賃とする</u>」とあるのは「<u>近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額とする</u>」と、市営住宅条例第28条第1項中「<u>近傍同種の住宅の家賃</u>」とあるのは「<u>近傍同種の住宅の家賃（その額が法定上限額（法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。）を超える場合にあつては法定上限額）</u>」と、市営住宅条例第38条の4の5第2項中「<u>2,500円</u>」とあるのは「<u>別表第1の共同施設の駐車場については5,000円、別表第2の</u></p>

現行	改正案						
<p>市営住宅条例第48条第1項中「法第33条第1項の規定に基づき、市営住宅」とあるのは「コミュニティ住宅」と読み替えるものとする。</p>	<p>共同施設の駐車場については2,500円」と、市営住宅条例第48条第1項中「法第33条第1項の規定に基づき、市営住宅」とあるのは「コミュニティ住宅」と読み替えるものとする。この場合において、市営住宅条例第28条第1項の規定によりその定めるところによるとされる公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第8条第2項中「近傍同種の住宅の家賃」とあるのは「近傍同種の住宅の家賃（その額が法定上限額（法定限度額に割増賃料を加えた額をいう。以下同じ。）を超える場合にあつては法定上限額）」とする。</p>						
<p>3 前項のほか、第1項の規定による市営住宅条例の規定の準用について必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>	<p>3 前項の法定限度額は、「従前居住者用賃貸住宅等管理要領」（平成10年4月8日建設省住市発第18号）第4第1項の規定による額とする。</p>						
<p>4 コミュニティ住宅の収入超過者に対する措置については、奈良市営住宅条例の一部を改正する条例（平成9年奈良市条例第38号）による改正前の市営住宅条例（以下「旧市営住宅条例」という。）第2条第2号の第2種市営住宅に係る旧市営住宅条例第22条及び第23条の規定による収入超過者に対する措置の例による。この場合において、旧市営住宅条例第22条第2項中「115,000円」とあるのは「入居者が身体障害者である場合その他の市営住宅条例第6条第1項第2号アに掲げる場合にあつては139,000円を、それ以外の場合にあつては114,000円」と、旧市営住宅条例第23条第2項の表第2種市営住宅の項中「115,000円」とあるのは「入居者が身体障害者である場合その他の市営住宅条例第6条第1項第2号アに掲げる場合にあつては139,000円を、それ以外の場合にあつては114,000円」と、「198,000円」とあるのは「158,000円」と、「245,000円」とあるのは「191,000円」とする。</p>	<p>4 第2項の割増賃料は、次の表の左欄に掲げる区分に応じてそれぞれ右欄に定める倍率を前項に規定する法定限度額に乗じた額（その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。</p>						
<p>5 前項の規定によりその例によることとされる旧市営住宅条例第22条及び第23条に規定する収入については、公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第1条第3号の定めるところによる。</p>	<table border="1" data-bbox="1153 730 2083 874"> <thead> <tr> <th data-bbox="1153 730 1825 778">入居者の収入</th> <th data-bbox="1825 730 2083 778">倍率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1153 778 1825 826">158,000円を超え、191,000円以下の場合</td> <td data-bbox="1825 778 2083 826">0.5</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1153 826 1825 874">191,000円を超える場合</td> <td data-bbox="1825 826 2083 874">0.8</td> </tr> </tbody> </table>	入居者の収入	倍率	158,000円を超え、191,000円以下の場合	0.5	191,000円を超える場合	0.8
入居者の収入	倍率						
158,000円を超え、191,000円以下の場合	0.5						
191,000円を超える場合	0.8						
	<p>6 第2項のほか、第1項の規定による市営住宅条例の規定の準用について必要な技術的読替えは、規則で定める。</p>						

現行	改正案
<p><u>(コミュニティ住宅附設駐車場の使用資格)</u></p> <p>第7条 コミュニティ住宅附設駐車場（以下「駐車場」という。）を使用することができる者は、次の各号の条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 当該駐車場の属するコミュニティ住宅の入居者又は同居者であること。</p> <p>(2) 自動車の所有者又は自動車を使用する権利を有する者であること。</p> <p>(3) この条例又はこれに基づく規則に違反していないこと。</p> <p><u>(駐車場の使用申込み)</u></p> <p>第8条 駐車場を使用しようとする者は、市長の定めるところにより使用の申込みをしなければならない。</p> <p><u>(駐車場使用者の選考)</u></p> <p>第9条 前条の申込みをした者の数が使用させるべき駐車場の区画数を超える場合においては、市長が定める公開抽せんの方法によって駐車場の使用者を決定する。</p> <p>2 市長は、前項の規定にかかわらず、身体障害者その他の者で駐車場の使用が特に必要と認められるものについては、その者を優先的に駐車場の使用者として決定することができる。</p> <p><u>(使用者決定の通知)</u></p> <p>第10条 市長は、駐車場の使用者を決定したときは、当該使用者と決定した者（以下「使用決定者」という。）に対し、駐車場の使用を開始できる日と区画を指定して、その旨を通知するものとする。</p> <p><u>(駐車場の敷金)</u></p> <p>第11条 使用決定者は、前条の規定により指定された日（以下「指定使用日」という。）までに敷金を納付しなければならない。</p> <p>2 前項の敷金の額は、当該使用を決定された駐車場の使用料の3月分に相当する額とする。</p> <p>3 第1項の規定により納付した敷金は、駐車場を返還するときに還付する。この場合において、駐車場の使用料について未納の額があるとき、又は損</p>	

現行	改正案
<p><u>害賠償金があるときは、それらの額を控除するものとする。</u></p> <p>4 <u>敷金には、利子を付けない。</u></p> <p><u>(駐車場請書の提出等)</u></p> <p>第12条 <u>使用決定者は、指定使用日までに規則で定める請書を市長に提出しなければならない。この場合において、使用決定者がコミュニティ住宅の入居者と異なる場合は、当該入居者を連帯保証人と定め、当該請書にその者と連署しなければならない。</u></p> <p><u>(駐車場使用料)</u></p> <p>第13条 <u>駐車場の使用料（以下「使用料」という。）は、別表第1のとおりとする。</u></p> <p>2 <u>市長は、駐車場の使用者の収入（入居者及び同居者の収入の合計額をいう。）が著しく低額であるときその他の特別の事情がある場合において必要があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又はその額を減免することができる。</u></p> <p><u>(使用料の徴収)</u></p> <p>第14条 <u>使用料は、指定使用日から駐車場を返還した日まで徴収する。</u></p> <p>2 <u>使用料は、毎月末日（月の途中で返還した場合は、返還した日）までに、その月分を納付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>月の中途において新たに駐車場を使用した場合又は駐車場を返還した場合におけるその月の使用料の額は、日割により計算した額とする。</u></p> <p>4 <u>駐車場の使用者が第16条の規定による届出をしないで無断で駐車場の使用をやめた場合においては、第1項の規定にかかわらず、市長がその事実を知った日までの使用料を徴収する。</u></p> <p><u>(駐車場使用者の損害賠償責任)</u></p> <p>第15条 <u>駐車場の使用者は、自己の責めに帰すべき事由によって、駐車場の構造又は設備を毀損し、又は滅失したときは、市長が定めるところに従って、その損害を賠償しなければならない。</u></p>	

現行	改正案
<p><u>(駐車場の返還)</u></p> <p>第16条 駐車場の使用者は、駐車場を返還しようとするときは、返還しようとする日の7日前までに市長に届け出なければならない。</p> <p><u>(駐車の拒否)</u></p> <p>第17条 市長は、次の各号の一に該当する自動車については、駐車を拒否することができる。</p> <p>(1) <u>駐車場の構造上駐車させることができない自動車</u></p> <p>(2) <u>発火性又は引火性の物品を積載している自動車</u></p> <p>(3) <u>駐車場の構造又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められる自動車</u></p> <p>(4) <u>前3号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障があると認められる自動車</u></p> <p><u>(駐車場における禁止行為)</u></p> <p>第18条 駐車場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。</p> <p>(1) <u>他の自動車の駐車を妨げること。</u></p> <p>(2) <u>駐車場の構造又は設備を毀損し、又は滅失すること。</u></p> <p>(3) <u>駐車場を自動車の駐車以外の用途に供すること。</u></p> <p>(4) <u>駐車場を第三者に転貸し、又はその使用の権利を他の者に譲渡すること。</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げるもののほか、駐車場の管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。</u></p> <p><u>(駐車場使用決定の取消し等)</u></p> <p>第19条 市長は、駐車場の管理上必要があると認めるとき、又は使用者が次の各号の一に該当するときは、駐車場の使用決定を取り消し、又は駐車場の返還を命ずることができる。</p> <p>(1) <u>不正の行為により使用決定を受けたとき。</u></p> <p>(2) <u>使用料を3月以上滞納したとき。</u></p> <p>(3) <u>正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。</u></p>	

現行	改正案																																	
<p>(4) <u>駐車場又はその附帯する設備を故意に毀損したとき。</u></p> <p>(5) <u>この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。</u></p> <p>(6) <u>コミュニティ住宅に入居しなくなったとき。</u></p> <p><u>(市の損害賠償責任)</u></p>																																		
<p>第20条 <u>駐車場内の自動車の損傷又は盗難等については、市は、その賠償の責めを負わない。ただし、当該自動車の保管に関し市が善良なる管理者の注意を怠ったときは、この限りでない。</u></p>																																		
<p>(その他)</p>	<p>(その他)</p>																																	
<p>第21条 略</p>	<p>第7条 略</p>																																	
<p><u>(罰則)</u></p>																																		
<p>第22条 <u>市長は、駐車場の使用者が詐欺その他不正の行為により駐車場の敷金又は使用料の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。</u></p>																																		
<p>別表第1 (第3条、<u>第5条</u>、第13条関係)</p>	<p>別表第1 (第3条、第6条 _____ 関係)</p>																																	
<p>1 コミュニティ住宅</p>	<p>1 コミュニティ住宅</p>																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>戸数</th> <th>家賃 (月額)</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1号コミュニティ住宅</td> <td rowspan="3">奈良市三条本町</td> <td>76</td> <td>40,000円</td> <td>平成元年度建設耐火構造14階建・3DKメゾネット</td> </tr> <tr> <td>64</td> <td>35,000</td> <td>平成元年度建設耐火構造14階建・3DK</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>28,000</td> <td>平成元年度建設耐火構造14階建・2DK</td> </tr> <tr> <td>第2号コミュニティ住宅</td> <td>奈良市紀寺町</td> <td>6</td> <td>11,600</td> <td>平成3年度建設耐火構造4階建・3LDK</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	戸数	家賃 (月額)	備考	第1号コミュニティ住宅	奈良市三条本町	76	40,000円	平成元年度建設耐火構造14階建・3DKメゾネット	64	35,000	平成元年度建設耐火構造14階建・3DK	40	28,000	平成元年度建設耐火構造14階建・2DK	第2号コミュニティ住宅	奈良市紀寺町	6	11,600	平成3年度建設耐火構造4階建・3LDK	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>位置</th> <th>戸数</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第1号コミュニティ住宅</td> <td rowspan="3">奈良市三条本町</td> <td>76</td> <td>平成元年度建設耐火構造14階建・3DKメゾネット</td> </tr> <tr> <td>64</td> <td>平成元年度建設耐火構造14階建・3DK</td> </tr> <tr> <td>40</td> <td>平成元年度建設耐火構造14階建・2DK</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	戸数	備考	第1号コミュニティ住宅	奈良市三条本町	76	平成元年度建設耐火構造14階建・3DKメゾネット	64	平成元年度建設耐火構造14階建・3DK	40	平成元年度建設耐火構造14階建・2DK
名称	位置	戸数	家賃 (月額)	備考																														
第1号コミュニティ住宅	奈良市三条本町	76	40,000円	平成元年度建設耐火構造14階建・3DKメゾネット																														
		64	35,000	平成元年度建設耐火構造14階建・3DK																														
		40	28,000	平成元年度建設耐火構造14階建・2DK																														
第2号コミュニティ住宅	奈良市紀寺町	6	11,600	平成3年度建設耐火構造4階建・3LDK																														
名称	位置	戸数	備考																															
第1号コミュニティ住宅	奈良市三条本町	76	平成元年度建設耐火構造14階建・3DKメゾネット																															
		64	平成元年度建設耐火構造14階建・3DK																															
		40	平成元年度建設耐火構造14階建・2DK																															

現行				改正案			
		<u>4</u>	<u>10,300</u>	平成3年度建設耐火構造4階建・3DK			
		<u>4</u>	<u>7,200</u>	平成3年度建設耐火構造4階建・2K			
		<u>6</u>	<u>11,600</u>	平成5年度建設耐火構造4階建・3LDK			
		<u>4</u>	<u>10,300</u>	平成5年度建設耐火構造4階建・3DK			
		<u>4</u>	<u>7,200</u>	平成5年度建設耐火構造4階建・2K			
		<u>8</u>	<u>11,600</u>	平成7年度建設耐火構造4階建・3LDK			
		<u>4</u>	<u>10,300</u>	平成7年度建設耐火構造4階建・3DK			
2 共同施設				2 共同施設			
名称		位置		名称		位置	
第1号コミュニティ住宅 <u>子供</u> の遊び場		奈良市三条本町		第1号コミュニティ住宅 <u>子ども</u> の遊び場		奈良市三条本町	
第1号コミュニティ住宅集会所							
第1号コミュニティ住宅管理事務所							
第2号コミュニティ住宅集会所		奈良市紀寺町					
3 駐車場				3 駐車場			
名称	位置	台数	使用料(月額)	名称	位置	台数	使用料(月額)
第1号コミュニティ住宅附設駐車場	奈良市三条本町	<u>90</u>	<u>5,000円</u>				

奈良市立学校設置条例 新旧対照表

現行			改正案		
(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。			(名称及び位置) 第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		
種別	名称	位置	種別	名称	位置
小学校	略	略	小学校	略	略
	奈良市立帯解小学校	奈良市柴屋町9番地		奈良市立帯解小学校	奈良市柴屋町9番地
	奈良市立精華小学校	奈良市高樋町1,139番地の1			
	略	略		略	略
中学校	略	略	中学校	略	略
	奈良市立柳生中学校	奈良市柳生町212番地の2		奈良市立興東館柳生中学校	奈良市大柳生町832番地
	奈良市立興東中学校	奈良市大柳生町832番地		校	
	略	略		略	略
高等学校	略	略	高等学校	略	略
幼稚園	略	略	幼稚園	略	略

奈良市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第10条の2 第4条の規定に基づき管理者が指定する職を占める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等(管理者が定める日を除く。_____)</p> <p>に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第16条 略</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第10条の2 第4条の規定に基づき管理者が指定する職を占める職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等(管理者が定める日を除く。<u>次項において「週休日等」という。</u>)</p> <p>に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>2 前項に規定する場合のほか、同項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、<u>管理職員特別勤務手当を支給する。</u></p> <p>(育児休業の承認を受けた職員の給与)</p> <p>第16条 略</p> <p><u>(自己啓発等休業の承認を受けた職員の給与)</u></p> <p>第16条の2 地方公務員法第26条の5第1項の承認を受けた職員には、<u>同項の自己啓発等休業をしている期間については、給与を支給しない。</u></p>